

第 2 章

全体構想

1. 都市の将来像

(1) 目標年次・将来人口

① 目標年次の設定

都市計画マスタープランは、市の目指すべき将来の「まち」の姿を見通し、都市計画に位置づけられる都市施設や土地利用などを計画的に進めるためのまちづくりの指針となるものです。

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、中長期的な見通しのもと定める必要があり、計画の目標を概ね20年後に設定することとしています。

このため、都市計画の見直しにおける基礎的な資料となる国勢調査結果の公表時期を考慮し、本計画の目標年次は、概ね20年後となる令和25年(2043)に設定し、令和15年(2033)を中間目標年次とします。

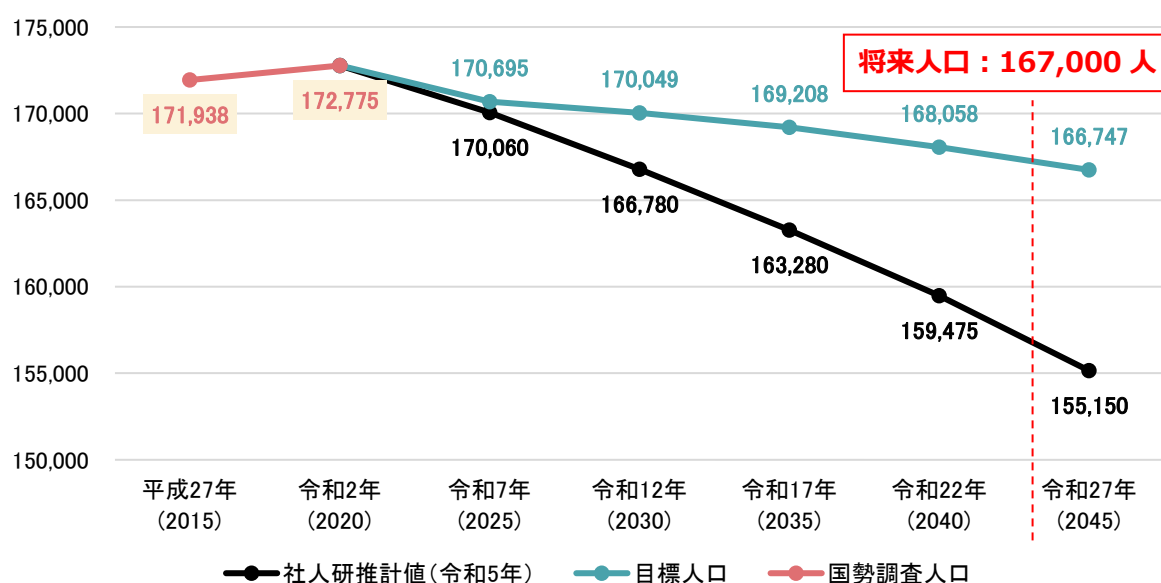
なお、本計画の内容は、柔軟かつ機動的な計画とするため、中間目標年次に見直すことを基本とし、上位計画の策定・改定や社会経済情勢の変化、大規模プロジェクトの進展等に対応していく必要がある場合など、必要に応じて計画内容を適宜見直します。

② 将来人口

将来人口に関わる推計値は、国立社会保障・人口問題研究所が推計しており、令和27年(2045)には、155,150人まで人口が減少することが予測されています。一方、本市における人口に関わる目標は、「出雲市デジタル田園都市構想総合戦略」において、将来展望を令和27年(2045)に166,747人としています。

本計画においては、この人口の将来展望のもと人口減少対策や地域活性化の取組に資する都市づくりを進めることを基本とし、目標年次(令和25年(2043))における将来人口を167,000人と設定します。

将来人口：167,000人（令和25年（2043））



(2) 都市計画マスタープランにおける将来像

出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」(以下、「出雲新話 2030」)に掲げる本市のまちづくりの将来像は、『出雲力』で夢☆未来へつなげ 誰もが笑顔になれるまち」としており、その実現に向けて「みんなが活躍する」「地域の魅力を生かした」「持続可能な」まちづくりの取組を進めていく必要があるとしています。

出雲市都市計画マスタープランは、上位計画である「出雲新話 2030」に掲げられた将来像と同じ方向性を実現するための都市計画の方針です。

そのため、今後担うべき都市計画の方向性を明らかにするため、「出雲新話 2030」を踏まえつつ、都市計画マスタープランにおける将来像を位置づけます。

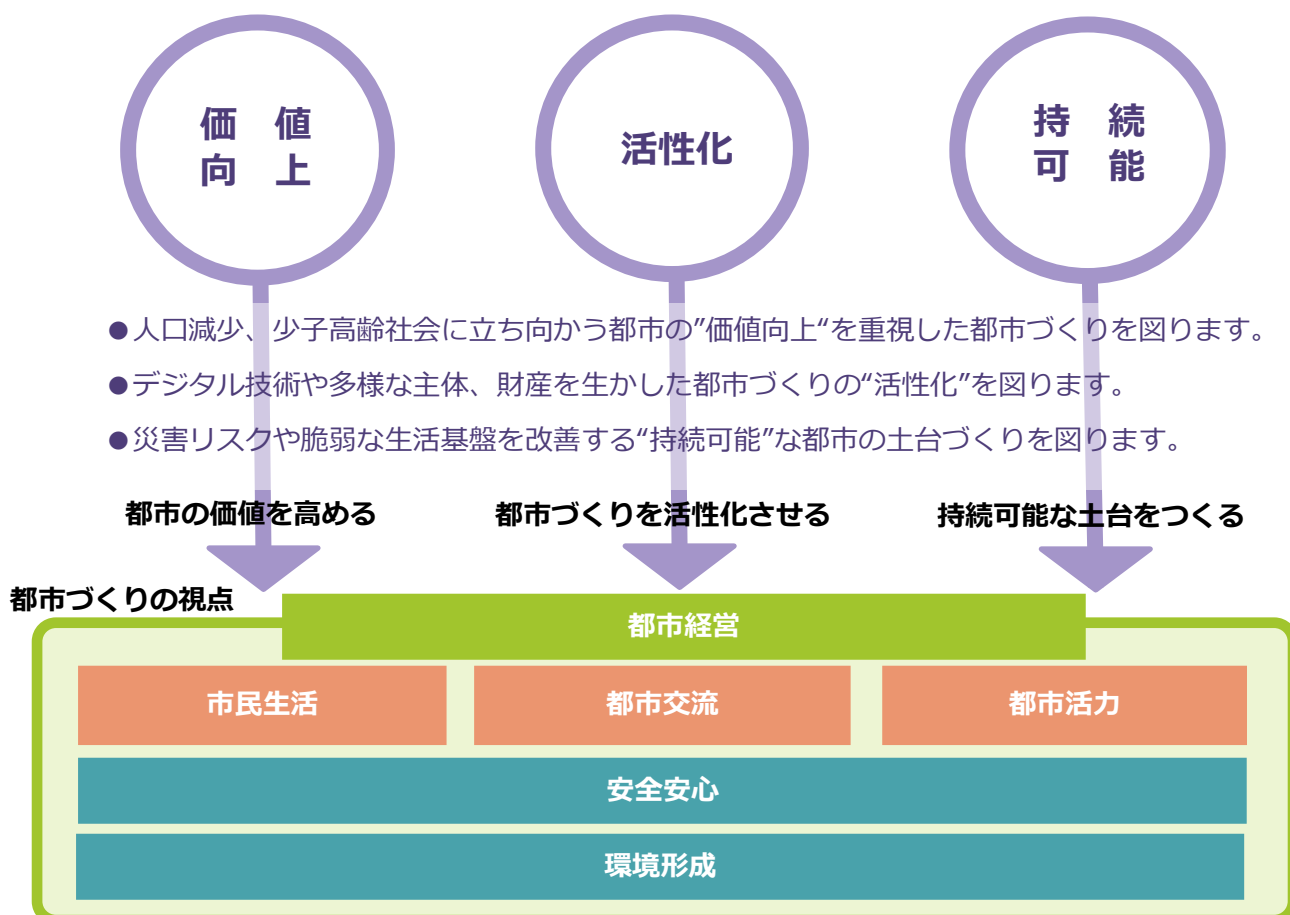
【「出雲新話 2030」における将来像】

『出雲力』で夢☆未来へつなげ 誰もが笑顔になれるまち

【都市計画マスタープランにおける将来像】

「出雲」の価値を高め 持続可能な都市へ

行政と市民が一緒になり、様々な戦略・挑戦によって価値を高め、持続可能な都市づくりを活性化させるため、本市においては次の都市づくりを目指します。



(3) 都市づくりの課題と目標の関係性

現行計画が策定されて以降の社会経済情勢や本市をとりまく周辺環境の変化、広域的位置づけ、上位関連計画等との整合を図るとともに、都市現況・将来見通しや市民アンケート調査による市民意向の分析を踏まえ、都市づくりの課題を抽出します。そして、都市づくりの6つの視点を見直しの視点として、下記課題を踏まえた都市づくりの目標を設定します。

①都市づくりの課題

課題1	人口減少を見据えた都市構造の転換による適正な市街地整備 ●将来的な人口減少を見据えた、「コンパクト・プラス・ネットワーク^{※1}」の考えに基づく都市構造の見直し ●適正な土地利用コントロールや都市機能の適正配置による、効率的な市街地整備 ●必要な都市基盤の整備による生活環境の改善
課題2	地域の特性に応じた生活利便性確保のための拠点性の維持・拡充 ●市全体の市民生活を支えるために必要な、市中心部である出雲地域における高次都市機能の維持・拡充 ●各地域の市民生活を支えるために必要な、身近な都市機能の維持・拡充 ●各拠点が担うべき役割の明確化及び拠点間をつなぐネットワークの確保
課題3	市民の暮らしを支える公共交通ネットワークの充実 ●環境負荷の低減と、市民活動の円滑化に向けた、自家用車に依存しない公共交通ネットワークの充実 ●市中心部や郊外・山間部など、各地域の特性に応じた移動手段の提供
課題4	観光をはじめとする各種産業の活性化 ●既存産業の維持や新たな雇用機会の創出 ●高規格道路の整備、出雲縁結び空港の活用による流通基盤の強化 ●日本を代表する観光名所である出雲大社をはじめとする観光・歴史資源の保全・活用による、国内外からの交流人口の確保
課題5	今後発生し得る自然災害への対応 ●内水氾濫、洪水、土砂、地震、津波等の災害特性を踏まえた、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策 ●今後発生し得る各種災害を考慮した、都市基盤の整備、居住や都市機能の適正化
課題6	多様な主体が共存する地域コミュニティの維持・活性化 ●外国人住民の増加に伴い、国籍や言語、文化、価値観の多様化が進む中で、今後も増加が予想される高齢者、次代を担う子どもや子育て世代等の多様な主体によるコミュニティの形成 ●地縁的なつながりや助け合いを育むことによる地域コミュニティの維持・活性化
課題7	特徴ある豊かな自然・景観資源の保全と活用 ●日本ジオパークに認定された「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」やラムサール条約に登録された「宍道湖」、特別天然記念物「トキ」等、豊富な自然資源や生態系の保全・活用 ●長い海岸線や大きな湖、広大な田園風景や山間の自然景観等、市の特徴ある景観資源の保全

②見直しの視点

視点①：市民生活

視点②：都市交流

視点③：都市活力

視点④：安全安心

視点⑤：環境形成

視点⑥：都市経営

③都市づくりの目標

目標1：機能分担と連携による、地域の特性を生かした都市づくり

- 拠点相互の役割分担と連携による集約型の都市づくりを目指します。
- 持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。
- 用途白地地域^{※2}の田園環境を生かした土地利用を目指します。

目標2：出雲の多彩な魅力を生かしたにぎわいと観光の都市づくり

- にぎわいあふれ、歩きたくなる中心市街地の形成を目指します。
- 観光資源を生かした観光交流を促進する拠点の形成を目指します。
- 滞在型観光を促進する周遊ネットワークの形成を目指します。

目標3：恵まれた環境を生かした活力ある都市づくり

- 広域交通の利便性を生かした産業の集積を目指します。
- 豊かな営農環境の保全と第一次産業の振興を目指します。
- 産業の維持、活性化による中山間地域の活力向上を目指します。

目標4：安心して健やかに暮らせる都市づくり

- 災害に対して安心して暮らせる居住地の形成を目指します。
- 誰もが安心して健やかに暮らせる都市基盤の整備を目指します。

目標5：脱炭素・自然共生を実現する環境に配慮した都市づくり

- 貴重な自然環境・多様な生き物を育む環境の保全・活用を目指します。
- 環境への負荷が少ない都市基盤の形成を目指します。

目標6：多様な主体や新技術の活用による効率的な都市づくり

- 公共公益施設や都市インフラの効率的な運用を目指します。
- デジタルファーストの推進による効率的な都市経営を目指します。
- 企業等の力を生かした官民連携による都市づくりを目指します。

※1：人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めること。
※2：都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域のこと。

(4) 都市づくりの目標

都市の将来像を実現するため、概ね 20 年後を目指した目標を設定します。

● 目標 1 機能分担と連携による、地域の特性を生かした都市づくり

- 拠点相互の役割分担と連携による集約型の都市づくりを目指します。
- 持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。
- 用途白地地域の田園環境を生かした土地利用を目指します。

持続可能な都市経営を可能とするため、地域ごとに暮らしやすいコンパクトな生活圏の形成を図るとともに、各生活圏が多様な交通手段により連携した公共交通ネットワークの形成を図ることで、各地域の特性を生かしながら互いに補完・連携するコンパクトな都市構造を目指します。

また、市街地周辺部においては、適切な土地利用コントロールにより、田園環境を生かした土地利用を目指します。

● 目標 2 出雲の多彩な魅力を生かしたにぎわいと観光の都市づくり

- にぎわいあふれ、歩きたくなる中心市街地の形成を目指します。
- 観光資源を生かした観光交流を促進する拠点の形成を目指します。
- 滞在型観光を促進する周遊ネットワークの形成を目指します。

本市の中心市街地においては、シンボルロード（（都）出雲市駅前矢尾線）をはじめとするこれまでに整備した都市基盤を生かし、にぎわいあふれ、歩きたくなる中心市街地の形成を図ります。また、出雲縁結び空港や山陰道等を軸とした広域交通ネットワークを生かし、多くの歴史的資源や美しい自然環境を守り生かすための観光交流の拠点形成を図るとともに、出雲大社を起点とした各地域の観光資源に繋がる周遊ネットワークの形成により、国内外問わずに多くの人々が交流する出雲の多彩な魅力を生かした観光都市づくりを目指します。

● 目標 3 恵まれた環境を生かした活力ある都市づくり

- 広域交通利便性を生かした産業の集積を目指します。
- 豊かな営農環境の保全と第一次産業の振興を目指します。
- 産業の維持、活性化による中山間地域の維持・活性化を目指します。

出雲縁結び空港や山陰道等の広域交通利便性の高まりを生かした産業の集積を図ります。また、豊かな田園の広がる地域においては、営農環境の保全や第一次産業の活性化を図るとともに、中山間地域においては、産業の維持・活性化を図り、恵まれた環境を生かした活力ある都市づくりを目指します。

●目標4 安心して健やかに暮らせる都市づくり

- 災害に対して安心して暮らせる居住地の形成を目指します。
- 誰もが安心して健やかに暮らせる都市基盤の整備を目指します。

平野部の市街地において起こり得る洪水災害、市街地周辺や中山間部の集落地において起こり得る土砂災害などに対して、安全な居住環境の確保や事前防災などにより、安心して暮らせる居住地の形成を図るとともに、子どもや子育て世代、高齢者、外国人住民などの誰もが安心して健康的に暮らせる都市基盤の整備を図ることにより、安心して健やかに暮らせる都市づくりを目指します。

●目標5 脱炭素・自然共生を実現する環境に配慮した都市づくり

- 貴重な自然環境・多様な生き物を育む環境の保全・活用を目指します。
- 環境への負荷が少ない都市基盤の形成を目指します。

特別天然記念物「トキ」の放鳥・野生復帰に向け、本市の生物の貴重な生息・生育環境の保全・活用を図るとともに、豊かな自然環境を生かした環境への負荷が少ない都市基盤の形成を図ることにより、脱炭素・自然共生を実現する環境先進都市づくりを目指します。

●目標6 多様な主体や新技術の活用による効率的な都市づくり

- 公共公益施設や都市インフラの効率的な運用を目指します。
- デジタルファーストの推進による効率的な都市経営を目指します。
- 企業等の力を生かした官民連携による都市づくりを目指します。

公共公益施設や都市インフラの効率的な運用により、行政コストの削減を図るとともに、都市づくりにおけるデジタル技術の活用による暮らしの利便性や産業の発展など本市の社会的な課題解決の後押しを進めることにより、効率的な都市経営を目指します。また、資金、ノウハウ等、民間の力を生かした官民連携による都市づくりを図ることにより、多様な主体や新技術の活用による効率的な都市づくりを目指します。

(5) 将来都市構造の形成に向けた戦略

「将来都市構造」とは、将来の都市の姿（空間イメージ）を分かりやすく示すものです。考え方としては、点を形成する場所（拠点）を選定し、点を結ぶ線（都市の骨格軸）を適正に配置することにより、面的な市街地の広がり（土地利用エリア）を構成するものです。

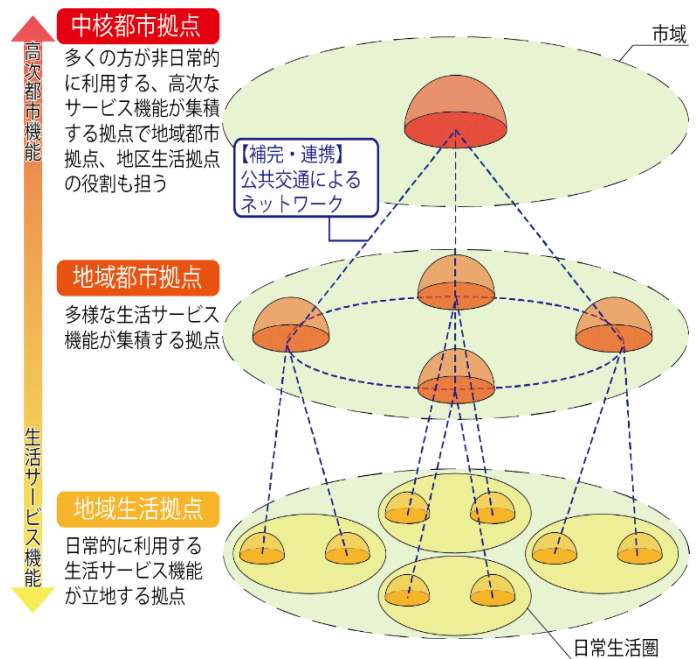
都市づくりの目標を達成するため、概ね 20 年後を目指した将来都市構造へ展開する戦略を次のとおり設定します。

目標 1：機能分担と連携による、地域特性を生かした都市づくり

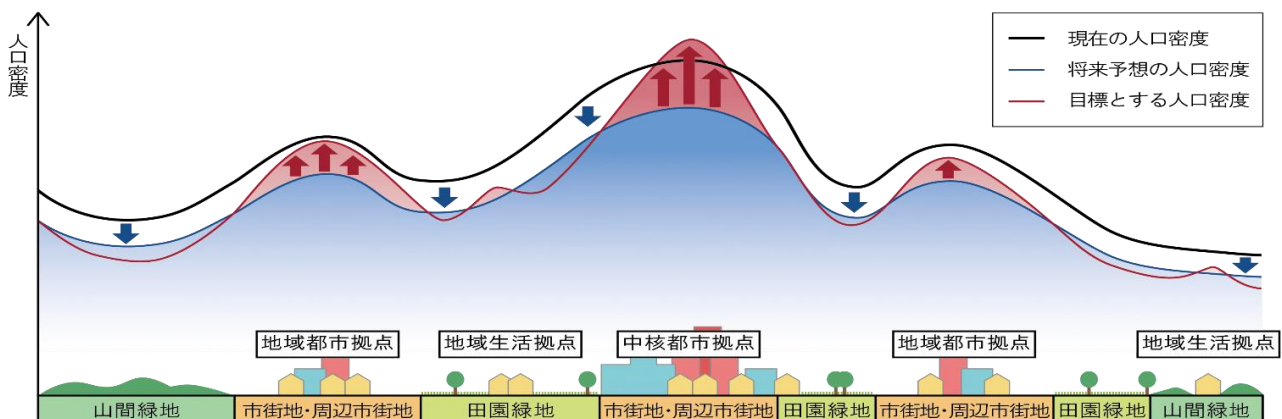
【戦略 1：“市民生活”の価値向上に向けた戦略】

- ・地域ごとに暮らしやすくコンパクトにまとめた生活圏の形成を図るために、各地域に市民生活に係る拠点を配置します。
- ・多様なサービス機能が集積する平田地域、大社地域及び斐川地域の市街地を地域都市拠点と位置づけ、さらに出雲地域の市街地は、地域の拠点のみならず本市の中心となり、高次的なサービス機能も集積する中核都市拠点と位置づけます。
- ・佐田地域、多伎地域及び湖陵地域については、各行政センターを中心に、日常的に利用する生活サービス機能が立地する拠点として、地域生活拠点と位置づけます。
- ・これらの拠点間を公共交通によるネットワークで結び、お互いに補完、連携し、効率的なサービスの提供を図ります。（主要な鉄道路線やバス路線を公共交通軸に位置づけ）
- ・医療・福祉、スポーツ等の健康増進を支えるための機能が集積する場所を健康交流拠点と位置づけ、生活サービスの向上を図ります。
- ・市街地の周辺の新興住宅地と農地が混在するエリアにおいては、周辺市街地と位置づけ、田園環境の保全を基本としつつ、都市的土地利用と自然的土地利用の調整による田園環境を生かした土地利用を図ります。

■ 拠点分類と補完関係の考え方



■ 人口密度の考え方

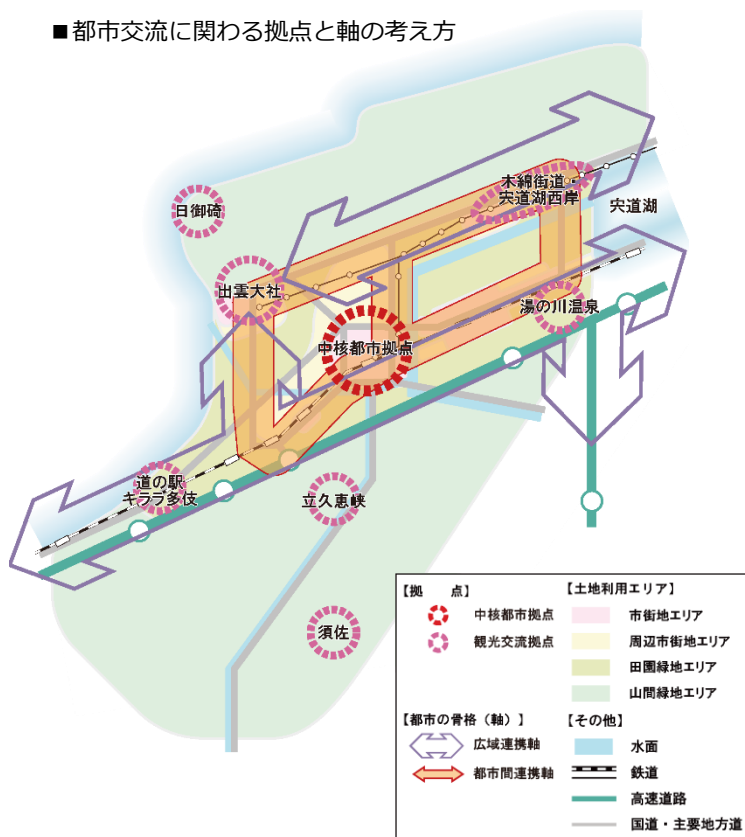


目標 2 : 出雲の多彩な魅力を生かしたにぎわいと観光の都市づくり

【戦略 2 : “都市交流”の価値向上に向けた戦略】

- ・ 出雲市駅を中心とした中核都市拠点は、シンボルロード（（都）出雲市駅前矢尾線）をはじめ、これまでの整備効果を最大限に発揮できるよう、にぎわいあふれ、歩きたくなる中心市街地の形成を図ります。
- ・ 都市交流に関わる拠点は、市のシンボルである「出雲大社」と出雲大社門前町周辺や日御碕、木綿街道、宍道湖、道の駅キララ多伎、立久恵峡など、美しい水辺や海岸線、山林、歴史・文化等の観光・交流の中心となる場所を観光交流拠点として設定します。これにより、観光交流を促進するための拠点の形成を図ります。
- ・ 出雲大社へアクセスする広域的な軸を位置づけるとともに、集客性の高い出雲大社と各観光交流拠点を結ぶ観光周遊の軸と位置づけ、滞在型観光の促進を図ります。

■都市交流に関わる拠点と軸の考え方

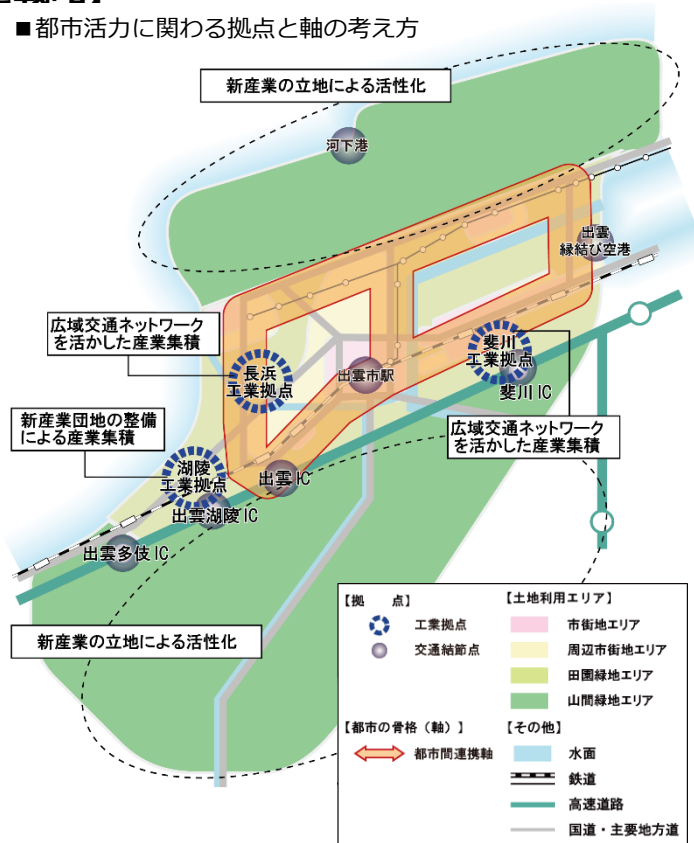


目標 3 : 恵まれた環境を生かした活力ある都市づくり

【戦略 3 : “都市活力”の価値向上に向けた戦略】

- ・ インターチェンジ周辺などへのアクセス性の高い場所に工業拠点を配置するとともに、広域的な交通結節点からのアクセス性を高めるネットワークと位置づけ、広域交通ネットワークを生かした産業集積を図ります。
- ・ 田園緑地エリアにおいては、新たな開発を抑制しながら豊かな営農環境を保全し、第一次産業の振興を図ります。
- ・ 中山間地となる山間緑地エリアにおいては、既存の一次産業の維持やIT産業等の新産業の立地による中山間地の維持・活性化や定住促進を図ります。

■都市活力に関わる拠点と軸の考え方

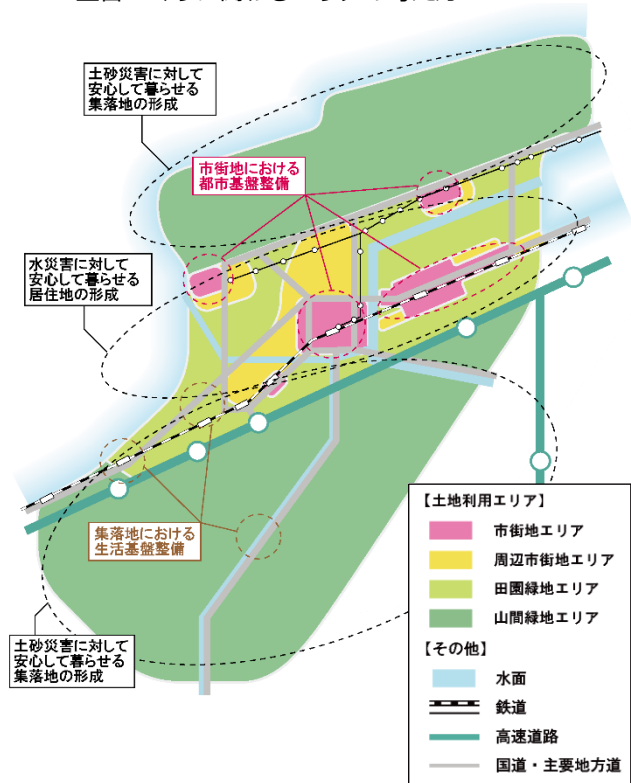


目標 4 : 安心して健やかに暮らせる都市づくり

【戦略 4 : “安全・安心”な土台づくりに向けた戦略】

- ・用途地域の指定されている市街地エリア、用途地域周辺に広がる周辺市街地エリア、集落環境と営農環境を有する田園緑地エリア、豊かな自然や多様な生物の生息・生育の場となる山間緑地エリアに土地利用エリアを区分し、各エリアで必要な防災対策を講じることにより、災害に対して安心して暮らせる居住地の形成を図ります。
- ・市街地エリアを中心として、必要な都市基盤整備に取り組み、健やかに暮らせる居住環境の形成を図ります。
- ・田園緑地エリアや山間緑地エリアのうち、既存集落がある地域の中心部においては、必要な生活基盤整備に取り組み、健やかに暮らせる居住環境の形成を図ります。

■土台づくりに関わるエリアの考え方

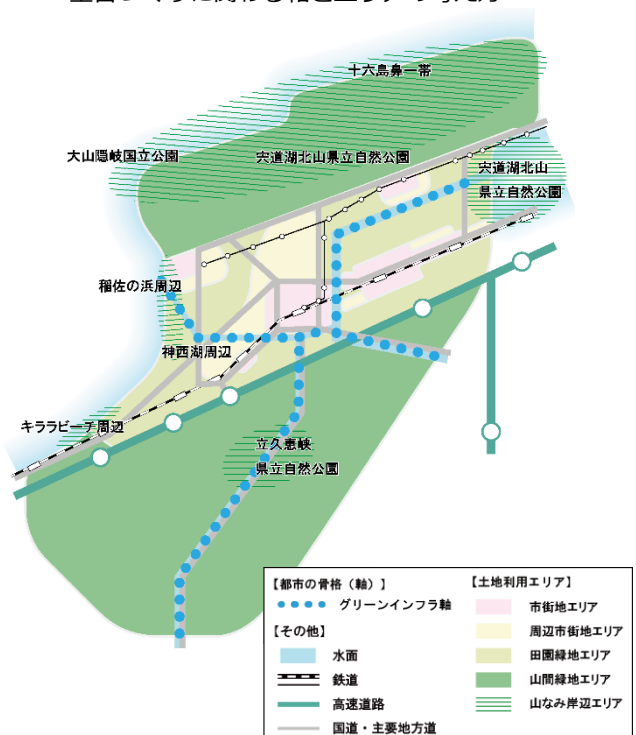


目標 5 : 脱炭素・自然共生を実現する環境に配慮した都市づくり

【戦略 5 : “環境形成”の土台づくりに向けた戦略】

- ・国立公園や県立自然公園等が指定されている豊かな自然環境を有する山間部、宍道湖及び神西湖周辺や沿岸部を山なみ岸辺エリアと位置づけ、出雲らしい景観の保全・育成や自然環境の保全を図ります。
- ・市内を流れる河川は海と山をつなぐ貴重な自然環境であることから、グリーンインフラ軸として位置づけ、貴重な自然環境や生物の生息・生育環境の保全と活用を図ります。
- ・自然環境を生かした持続的な産業の発展を図るため、山間緑地エリアでは、脱炭素社会に向けた新たな環境産業の創出を図ります。

■土台づくりに関わる軸とエリアの考え方



目標6：多様な主体や新技術の活用による効率的な都市づくり

【戦略6：“都市経営”の活性化に向けた戦略】

- ・ 公的不動産の有効活用を進めるとともに、都市インフラの長寿命化や適切な維持管理を図ります。
- ・ 都市づくりに関する新たなデジタル技術を都市づくりに活用して暮らしの利便性や産業の発展を図るなど、デジタルファーストを目指した都市づくりを進めます。
- ・ 市民、民間事業者などの多様な担い手が主体的、自主的に参画することにより、公共施設管理者と利用者、事業者などのニーズを踏まえながら、市民などとの連携・協働により健全な都市運営ができるような仕組みづくりを図ります。

（6）将来都市構造

本市が目指す都市の将来像の実現に向けて、目標年次における人口見通しや現在の都市構造を勘案し、都市づくりの目標ごとに将来都市構造形成の考え方を示し、その重ね合わせにより将来都市構造を示します。

■将来都市構造の作成イメージ

●戦略1

“市民生活”の価値向上に向けた戦略

●戦略2

“都市交流”の価値向上に向けた戦略

●戦略3

“都市活力”の価値向上に向けた戦略

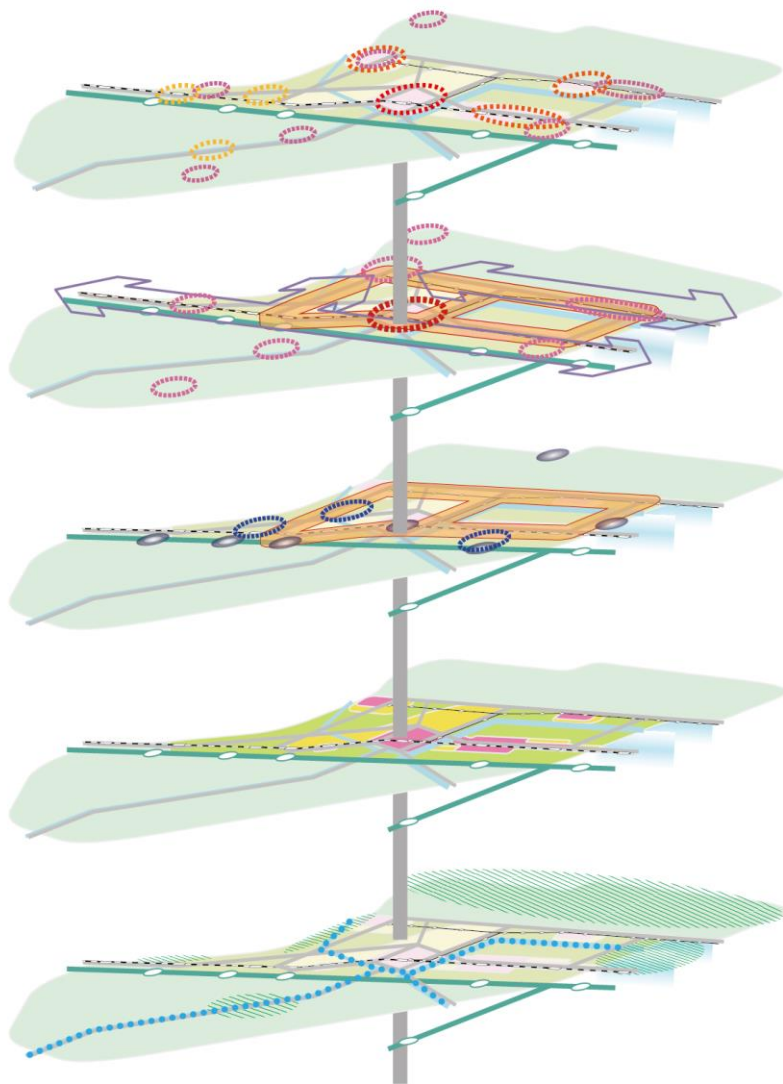
●戦略4

“安全・安心”な土台づくりに向けた戦略

●戦略5

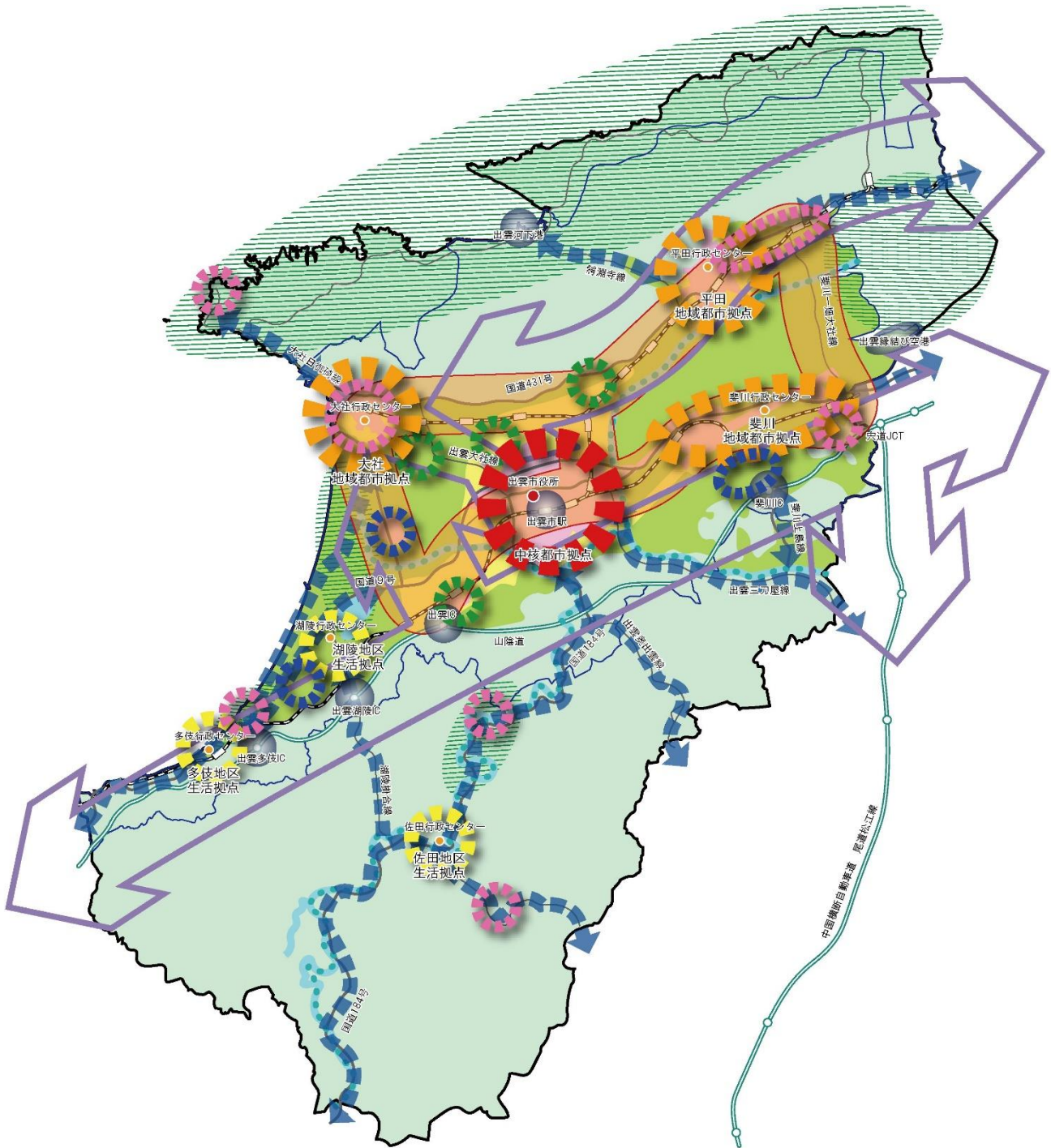
“環境形成”の土台づくりに向けた戦略

●戦略6：“都市経営”の活性化に向けた戦略



■将来都市構造図

将来都市構造の形成に向けた戦略を踏まえ、具体的な拠点形成、都市の骨格（軸）、土地利用エリアの役割及び対象を設定します。



【拠 点】		【都市の骨格（軸）】		凡 例		【土地利用エリア】		【その他】	
	中核都市拠点		広域連携軸		市街地エリア		行政界		
	地域都市拠点		都市間連携軸		周辺市街地エリア		都市計画区域		
	地域生活拠点		地域間連携軸		田園緑地エリア		水面		
	観光交流拠点		グリーンインフラ軸		山間緑地エリア		鉄道		
	工業拠点				山なみ岸辺エリア		高速道路		
	健康交流拠点						国道		
	交通結節点						主要地方道		

■拠点

都市活動や産業、生活や交流などの中心となる役割を担い、土地利用の核となる場所を「拠点」として位置づけます。

	構成	役割	対象
市民生活に関わる拠点	中核都市拠点 	広域的な都市拠点として、商業・業務、情報ビジネス、行政サービス、宿泊、都市型居住、医療・福祉、文化、高度教育等の高次都市機能が集積し、宍道湖・中海圏域をけん引する都市としての発展の中核となる市街地。	出雲市駅や出雲市役所周辺を含む市中心部の市街地一帯
	地域都市拠点 	中核都市拠点に次ぐ拠点として、商業・業務、行政サービス、都市型居住、医療・福祉等の都市機能がコンパクトに集積し、地域の発展を支える市街地。	- 雲州平田駅周辺 - 出雲大社前駅周辺 - 直江駅～荘原駅周辺
	地域生活拠点 	市民の生活を支える拠点として、生活に必要な身近な生活機能が立地し、地域特性を生かした都市づくりを進める場所。	- 佐田行政センター周辺 - 多伎行政センター周辺 - 湖陵行政センター周辺
産業に関わる拠点	観光交流拠点 	- 出雲大社周辺は、観光・文化・交流機能を核とした拠点として、広域的な観光都市づくりの中核となる場所。 - その他の拠点は、美しい水辺・海岸線や豊かな山林等の自然環境、歴史的・文化的な特性に触れることができる場所。	- 出雲大社周辺 - 立久恵峡周辺 - 木綿街道 - 宍道湖西岸周辺 - 須佐神社周辺 - 道の駅キララ多伎周辺 - 日御碕周辺 - 湯の川温泉周辺
	工業拠点 	工業集積地として進出企業の誘致に努めるとともに、生産・流通機能の強化や操業環境の維持を図る場所。	- 長浜中核工業団地周辺 - 斐川西ほか工業団地周辺 (仮称) 湖陵工業団地周辺
	健康交流拠点 	市民の憩いや広域的なスポーツ・交流、防災機能を担う中心となるとともに、市民の健康増進や福祉の向上を図る場所。	- 浜山公園周辺 - 出雲ドーム周辺 - 川跡駅周辺 - 西出雲駅南周辺
	交通結節点 	- 交通結節点は、様々な交通機能の結節を図る場所。 - 出雲縁結び空港周辺は、空の玄関口としての機能の拡充により、山陰の拠点空港となる場所。 - 出雲市駅周辺は、市の玄関口として、公共交通の主要な結節点となる場所。 - IC 周辺は、周辺都市からの広域的な連携を促す交通結節点であり、特に出雲 IC 周辺、斐川 IC 周辺は、中心市街地や主要な観光地、工業団地へのアクセス強化を促す場所。	- 出雲縁結び空港周辺 - 出雲市駅周辺 - 斐川 IC 周辺 - 出雲 IC 周辺 - 出雲湖陵 IC 周辺 - 出雲多伎 IC 周辺 - 出雲河下港周辺

■都市の骨格（軸）

広域的な連携、地域間・拠点間の連携を図るとともに、都市の発展を支える道路や鉄道、本市の自然的骨格となる河川等を「都市の骨格（軸）」として位置づけます。

構成	役割	対象
広域連携軸 	本市と周辺都市を連携し、広域交通連携機能、産業連携機能、広域観光連携機能、災害時における広域連携体制など、周辺都市との広域的な連携を担うことにより、本市の発展を支える軸。	- JR 山陰本線 - 一畑電車大社線 - 一畑電車北松江線 - 山陰道 - 国道 431 号 - 境港出雲道路 - 国道 9 号
都市間連携軸 	中核都市拠点、地域都市拠点や主要な観光地周辺など、本市の主要な拠点となる場所を連携し、交通連携機能、交流促進機能、防災機能、周遊滞在型観光の実現や沿道・沿線の土地利用促進により、地域の発展や市民の日常生活を支える軸。	- JR 山陰本線 - 一畑電車大社線 - 一畑電車北松江線 - 国道 9 号 - 国道 184 号 - 国道 431 号 - 県道斐川一畑大社線
地域間連携軸 	都市間連携軸と各拠点を連携し、地域間における交通連携機能、交流促進機能、防災機能による地域の発展・育成や沿道・沿線の土地利用促進により、市民の日常生活を支える軸。	- JR 山陰本線 - 一畑電車北松江線 - 国道 9 号 - 国道 184 号 - 国道 431 号 等
グリーンインフラ軸 	多様な生物の生息環境の保全・活用による良好な河川景観を保全するとともに、水とふれあえる親水空間の創出による、生活のうまいや人々の憩い・交流を促す軸。	- 斐伊川 - 神戸川

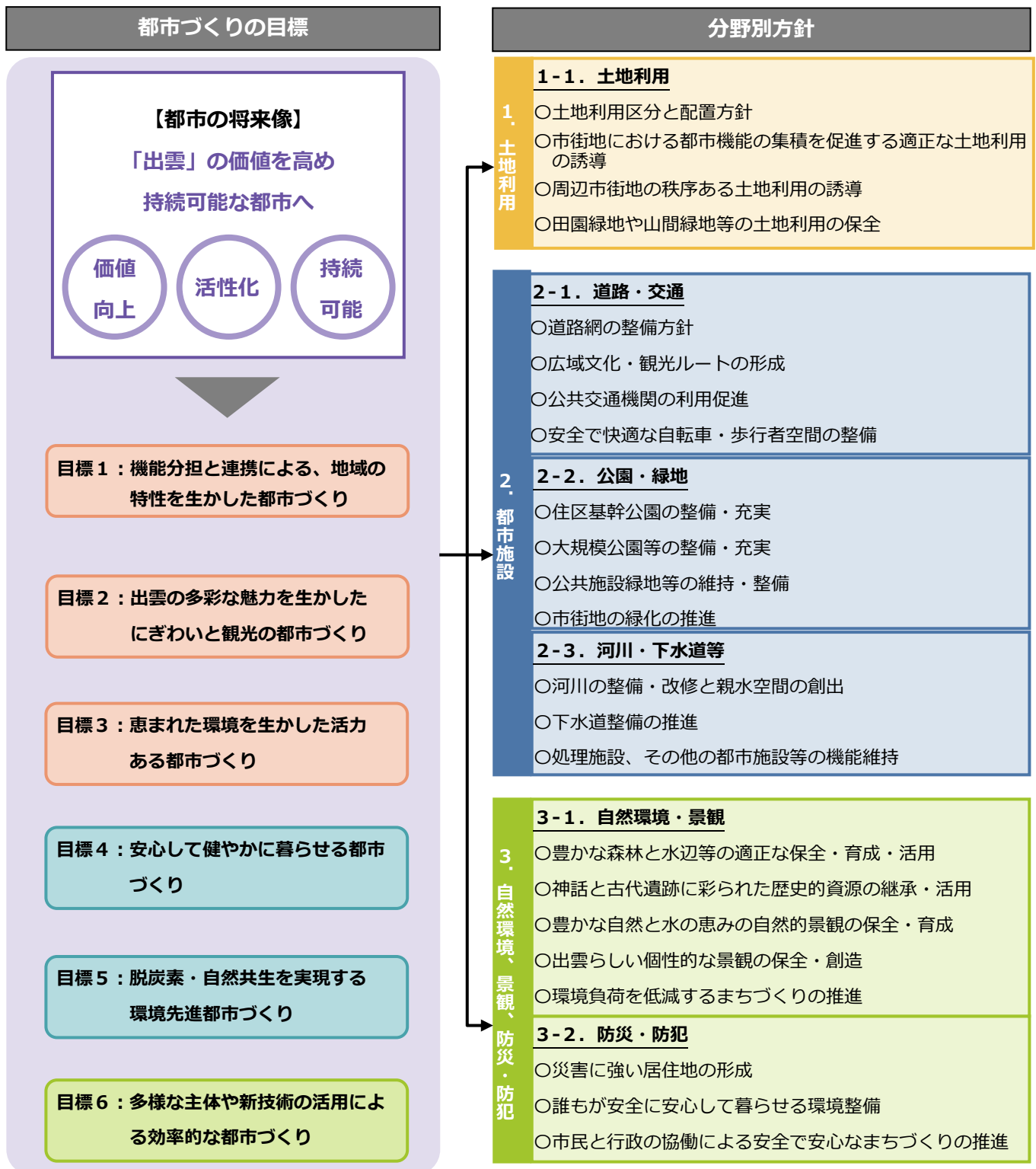
■土地利用エリア

将来の市街地やその周辺のあり方、農地・緑地の保全の考え方などを「土地利用エリア」として示します。

構成	役割
市街地エリア 	道路や下水道等の都市基盤が整備され、住宅・商工業・公共サービスなどの都市機能の配置を実現する、安全性が高く生活利便性に優れた快適な市街地（用途地域）。
周辺市街地エリア 	市街地周辺部において、田園環境の保全を基本とし、都市的土地利用と自然的土地利用の調整により、都市と自然が共生するゆとりある田園住宅地。
田園緑地エリア 	- 食料生産の場、水や緑、土とのふれあいの場、自然と農業を介した人々の交流の場となる、落ち着いた集落環境と生産性の高い営農環境を有する田園地。 - エリア内の各拠点地周辺は、計画的な土地利用の誘導により自然的土地利用と共存する拠点地。
山間緑地エリア 	多様な生き物の生息・生育の場としての機能、保水等、都市防災上の機能や森林の保養機能等を有するエリア。
山なみ岸辺エリア 	出雲らしい景観資源や本市特有の自然環境を有する、山間部や海岸、湖周辺のエリア。

(7) 分野別方針との関係性

分野別方針は、まちづくりの目標や将来都市構造を実現していくため、本市全域での土地利用、市街地整備、都市施設（道路・交通、公園・緑地、河川・下水道）、自然環境、景観、防災・防犯などといった、今後の本市の都市計画の考え方を分野別の方針として示し、都市計画を定める際の総合的な指針として活用されるものです。



2. 分野別方針

都市づくりの整備方針は、「1. 土地利用に関する基本的な方針」「2. 都市施設に関する基本的な方針」「3. 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針」として、大きく3つの分野ごとに示します。

(1) 土地利用に関する基本的な方針

1-1. 土地利用

1) 土地利用区分と配置方針

土地利用区分		配置方針
市街地 エリア	商業・業務ゾーン	・ 商業・業務機能や多様な都市機能の集積、市街地の整備改善と機能強化を推進するゾーン
	沿道ゾーン	・ 主要幹線、幹線道路沿道において沿道サービス機能の増進を図るゾーン
	住宅ゾーン	・ 市街地内で、都市基盤の整備とともに良好な住環境を保全・形成するゾーン
	工業ゾーン	・ 産業機能の利便増進と住宅地との土地利用の調和を図り生産環境を維持・保全するゾーン
周辺市街地 エリア	農住共生ゾーン	・ 良好な田園環境の保全を基本として、住宅と農地が共生する土地利用を推進するゾーン
	周辺市街地・沿道利用ゾーン	・ 既に商業・業務施設の立地が進行している道路沿道と将来的に都市的土地利用の需要の高まりが予想される道路沿道で、適正な沿道利用を推進するゾーン
田園緑地 エリア	田園緑地ゾーン	・ 農業生産の場として、生産基盤の強化や生産性の高い農業環境の充実を推進するゾーン
山間緑地 エリア	山間緑地ゾーン	・ 山間地内の集落環境を保全・改善するゾーン ・ 森林の多面的機能を活用するゾーン
上記エリアも含め全域を対象に指定するエリア		
山なみ岸辺エリア		・ 出雲らしい景観資源や本市特有の自然環境を有する、山間部や海岸、湖周辺の景観の保全・活用を図るエリア

2) 市街地における都市機能の集積を促進する適正な土地利用の誘導 【市街地エリア】

用途地域を指定している「出雲市街地」、「平田市街地」、「大社市街地」、「斐川市街地」は、都市における多様な活動を支える中心として、空き家・空き店舗及び空き地等の既存ストックの活用も含めた、都市機能の適正配置を推進するとともに、居住の誘導を図ります。

特に、中核都市拠点及び地域都市拠点である出雲市駅や雲州平田駅、出雲大社前駅、直江・荘原駅周辺は、商業・業務、行政、都市居住機能等の集積と土地利用の更新により、魅力ある市街地の形成を図ります。

「商業・業務ゾーン」

- 出雲市駅周辺及びシンボルロード（（都）出雲市駅前矢尾線）沿い商業地は、出雲市の中心として、都市機能の更新と土地の有効利用を積極的に進め、商業・業務、金融、情報ビジネス、行政サービス、宿泊等、高次な都市機能の維持・充実に努めます。また、都市型居住、医療・福祉機能、文化機能等の充実に努め、利便性とにぎわいを兼ね備えた中心市街地の形成を図ります。
- 雲州平田駅周辺や木綿街道、中ノ島市街地を拠点に、平田環状線内側の市街地は、平田地域の中心として、商店街など商業・業務機能の維持・充実、観光機能の強化を図ります。
- 神門通りを中心とした出雲大社周辺の市街地は、本市の観光交流の拠点として機能の強化を図るとともに、街並みの維持・保全に努めます。
- 荘原駅、直江駅周辺及び国道9号沿道の斐川地域の市街地は、地域住民の生活利便性を確保するため、商業・業務機能の維持・充実に努めます。

「沿道ゾーン」

- 国道9号、国道9号出雲バイパス、国道184号、国道431号、（主）出雲大社線等の幹線道路沿道は、中心市街地と一体となって市民生活を支える商業・業務地の形成を図ります。
- 都市計画道路の沿道は、周辺住宅地の環境保護に配慮しながら、住宅と店舗、事務所等の立地を適正に誘導します。
- 市街地内幹線道路の沿道は、住宅地の日常生活を支える商業・業務地として、適正な土地利用を誘導します。

「住宅ゾーン」

- 組合施行の土地区画整理事業が計画されている出雲市平田^{あまが いみなみ}天海南土地区画整理事業は、土地利用の誘導を図るとともに、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を促進します。
- 用途地域内の住宅専用地域や土地区画整理事業地など、低層住宅地として良好な居住環境が形成されている住宅地は、今後も住宅地としての専用性を維持し良好な居住環境の保全を図ります。
- 土地区画整理事業等が完了した住宅地は、宅地化を促進するとともに用途の混在を防止して良好な居住環境の形成を図ります。
- 密集市街地は、開発事業や建物の建替えを契機とした狭あい道路の解消、公園・緑地等の整備を促進し、安全で快適な住宅地形成を促進します。
- 農地や低未利用地が混在する地区の住宅地は、計画的な土地利用の誘導を図りつつ、安全で快適な居住環境の形成を図ります。
- 歴史的な街並みや建築物を残す住宅地は、景観や市街地環境の維持・保全に努めます。
- 集客施設など多様な施設が立地しているＪＲ西出雲駅南周辺は、利便性の高い良好な居住環境を有する住宅地の形成を図ります。
- 市街地環境を悪化させるおそれのある空き家、空き地については、ＮＰＯ法人などの民間団体との連携により、市民意識の醸成・啓発を図り、空き家等の発生予防、適正管理を促し、いずも空き家バンク事業などの活用により、空き家等の利活用を促進します。
- 住宅と工業系施設が混在する住工混在地については、操業環境と居住環境の調和を図るとともに、住居系の土地利用が進行するエリアについては、必要に応じて用途地域の見直しを検討し、良好な居住環境の形成を図ります。

「工業ゾーン」

- 出雲長浜中核工業団地や斐川地域の斐川西ほか工業団地は、今後とも工業地として、生産・流通機能の維持に努めます。
- 山陰道インターチェンジ付近は、高速道へのアクセスの良さを生かし、産業拠点となるよう工業団地としての環境整備を進めていきます。
- その他市街地内工業地は、周辺土地利用との調和に配慮し、操業環境の維持と機能強化を図ります。
- 工場の移転等により未利用地や住宅が増加した場合は、住宅地への転換など、適正な土地利用の誘導による住環境の整備を検討します。

3) 周辺市街地の秩序ある土地利用の誘導【周辺市街地エリア】

周辺市街地は、農業振興地域整備計画に基づいて農地保全を図るとともに、農地と都市的土地利用との共生を目指します。

周辺市街地の幹線道路沿道や新たに都市機能の集積を図る地区は、田園環境の保全を基本として計画的な土地利用を推進します。

行政センター周辺や鉄道駅周辺などで公共施設や商業・業務施設が立地しているエリアは、地域住民の生活利便性を確保するため地域生活拠点の形成・機能維持に努めるとともに、必要に応じて都市計画制度による計画的な土地利用誘導を検討します。

「農住共生ゾーン」

- 市街地（用途地域）の周辺において、宅地化が進行している地区では、出雲らしさを創出する田園景観と農業生産環境の保全に留意して、良好な居住環境の形成を図ります。
- 農地の土地利用の転換においては、周辺の農業に支障がある用途の排除に努め、良好な田園環境の保全を図ります。
- 住宅地開発にあたっては、開発許可制度の適切な運用や農業施策との連携等により秩序ある開発に努め、田園環境と調和する住宅地の実現を図ります。
- 大規模開発など集団的な農地の土地利用の変更は、水田の持つ雨水の貯留機能を大きく低減させることから、排水流域の農用地や住宅地等に悪影響を生じさせないよう適切な開発指導や土地利用の調整に努めます。

「周辺市街地・沿道利用ゾーン」

- 市街地に隣接して沿道型の商業・業務施設の立地が進行している(県)斐川出雲大社線や(都)渡橋浜山公園線などの道路沿道地は、特定用途制限地域[※]の指定を検討するなど適正な土地利用の誘導に努めます。
- 国道9号、国道9号出雲バイパス、(市)今市川跡日下線、(都)医大前インター線、(主)出雲三刀屋線、(都)国道9号インター線沿道など、将来沿道利用が進むと考えられる沿道地は、特定用途制限地域の指定を検討するなど土地利用の混乱防止に努めます。

[※] 特定用途制限地域／用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じた土地利用が行われるよう、建築物の用途に対して規制できる地域。

4) 田園緑地や山間緑地等の土地利用の保全【田園・山間緑地エリア】

出雲平野に広がる田園緑地は、食料生産の場としての機能を有していることから、今後とも土地利用の維持・保全を図ります。

自然的な骨格を形成する北部・南部の山間緑地は、多様な生き物の生息・生育地であるとともに、出雲らしさを創出する景観等を有しており、今後とも良好な自然環境の保全を推進します。

行政センター周辺など公共施設や商業・業務施設が立地しているエリアは、地域住民の生活利便性を確保するため、地域生活拠点の形成・機能維持に努めます。

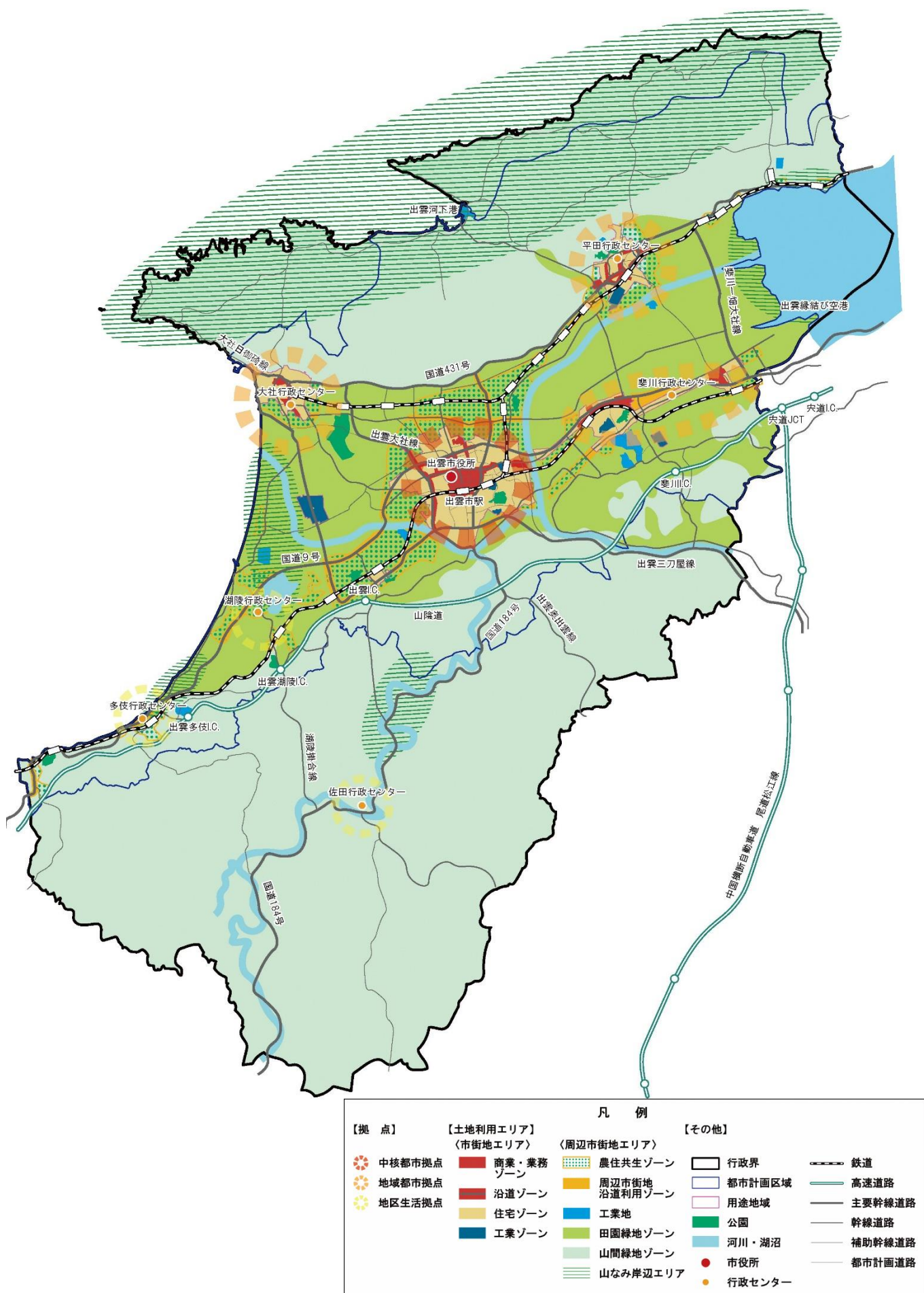
「田園緑地ゾーン」

- 農地は、農業生産の場として、今後とも生産基盤の維持や農業環境の保全を図ります。
- 生産性の高い一団の優良農地や営農意欲の高い地区内の農地は、積極的に保全を図ります。
- 田園緑地内の集落地は、落ち着いた集落景観を維持し、良好な生活環境の形成に努めます。
- 山なみ岸辺エリアをはじめとするその他の田園緑地は、出雲らしい田園景観と農業生産環境の保全に努めます。
- 営農の効率化や生産性の向上及び農業用施設の機能維持を含めた防災・減災に資する土地改良事業を推進します。

「山間緑地ゾーン」

- 山間緑地や山なみ岸辺エリアに点在する集落地は、集落環境を保全するとともに、生活道路の充実に努めます。
- 鰐淵寺、一畑薬師、立久恵峡周辺などの歴史的資源（文化財周辺）や自然景勝地は、良好な自然環境の保全に努めます。
- 優れた自然風景地でもある山林地は、森林の有する多面的機能の発揮に向けた伐採等を含めた、山林の維持・保全に努めます。

◆土地利用に関する方針図



(2) 都市施設に関する基本的な方針

2-1. 道路・交通

1) 道路網の整備方針

①道路網の構成・配置

「広域交通網」

〔山陰道、境港出雲道路〕

- ・ 広域交通の利便性の向上と産業振興を図るとともに、歴史的資源・観光資源等を生かした広域的な観光・交流の活性化を図るため、整備を促進します。
- ・ 中海・宍道湖8の字ルート(山陰道、米子・境港間の高規格道路、境港出雲道路など中海と宍道湖を介して8の字につながる高規格道路)の整備を促進し、「他の都市圏とのネットワークの形成」、「高速インターチェンジ、出雲縁結び空港及び出雲河下港等の交通結節点の強化」、「災害時の迂回路や救急医療等の交通網としての機能強化」を図ります。また、高速道路へのアクセス向上を図るため、スマートインターチェンジ設置を検討します。

「市街地間・地域間連携」

〔国道9号、国道9号出雲バイパス、国道431号(国道431号東林木バイパス)、国道184号〕

- ・ 市街地間・地域間の連携強化を図るため、東西・南北の骨格軸となる道路の整備を促進します。

「環状道路・放射道路」

出雲・平田・大社・斐川地域では、周辺市及び本市郊外部から市街地へのアクセスを強化するとともに、市街地への通過交通を抑制し、円滑な自動車交通処理を行うため、「環状道路網」と「放射道路」を主要幹線道路と位置づけ、整備を図ります。

●出雲地域

環状道路

〔外環状・・・国道9号出雲バイパス（(都)斐川出雲線）、(都)渡橋浜山公園線、国道184号（(都)古志小山線）、(都)今市古志線、(都)今市川跡線〕

- ・ 出雲市街地に集中する交通の整序及び市街地への通過交通を抑制するため、外環状道路を形成する道路の機能強化を図ります。

〔中環状・・・国道184号（(都)神立白枝線）、(都)高砂町渡橋線、(都)医大前新町線、(都)今市古志線、(都)今市川跡線〕

〔内環状・・・(都)二京町三京町線、(都)市役所西有楽町線、(都)下沢高西線、(都)北本町南本町線〕

- ・ 市街地内での交通の円滑化を図るため、外環状道路の内側に、中環状と内環状道路を配置し、道路の整備を図ります。

放射道路

〔(都)渡橋浜山公園線、(都)出雲市駅前矢尾線～(県)矢尾今市線、(都)今市川跡線～(市)今市川跡日下線、(主)出雲三刀屋線、(都)医大前インター線、国道184号、国道9号出雲バイパス（(都)斐川出雲線）～国道9号（(都)神戸橋神西沖線）〕

- ・ 市街地間・地域間の連携強化を図るため、出雲地域環状道路から出雲地域郊外部、他地域市街地、主要拠点、山陰道インターチェンジ、大田市等につながる放射道路の整備を図ります。

●平田地域

環状道路

〔(都)平田環状線〕

- ・ 平田市街地の骨格を形成し中心基盤を構成する重要な都市施設であり、中心市街地への通過交通を抑制するため、環状道路としての機能の維持を図ります。

放射道路

〔国道431号、(県)小伊津港線（(都)藪崎城の前線）、(県)平田荘原線（(都)中町瑞穂大橋線）、(県)十六島直江停車場線、(県)鰐淵寺線〕

- ・ 市街地間・地域間の連携強化を図るため、平田地域環状道路から平田地域郊外部、他地域市街地、主要拠点、山陰道インターチェンジ、松江市等につながる放射道路の整備を促進します。
- ・ 国道431号は、出雲地域中心部とを結ぶ主要な幹線道路として、拡幅やバイパス整備も視野に機能強化を促進します。

●大社地域

環状道路

〔外環状・・・(主)出雲大社線、(県)斐川出雲大社線、(都)北荒木赤塚線、(都)浜山公園北荒木線、国道431号((都)大社日御碕線、(都)遙堪杵築線)〕

- ・ 中心市街地への通過交通を抑制するため、外環状道路の整備を促進します。

放射道路

〔国道431号、(主)大社日御碕線、(県)斐川出雲大社線、(主)出雲大社線〕

- ・ 市街地間・地域間の連携強化を図るため、大社地域環状道路から大社地域沿岸部、他地域市街地、観光拠点、山陰道インターチェンジ等につながる放射道路の機能強化を促進します。

●斐川地域

放射道路

〔国道9号、(主)斐川一畑大社線、(県)斐川出雲大社線、(県)斐川上島線、(県)平田荘原線、(県)十六島直江停車場線〕

- ・ 市街地間・地域間の連携強化を図るため、出雲地域中心部、他地域市街地、観光拠点、山陰道インターチェンジ等につながる放射道路の機能強化を促進します。

②環状・放射道路を補完する道路の整備

「幹線道路」

●出雲地域

- ・(主)出雲奥出雲線、簸川南広域農道、(県)出雲大社線、(県)大社立久恵線は、市内、周辺市との連携強化を図る骨格道路としての機能強化を促進します。

●平田地域

- ・港湾機能の拡充・強化を図るため、(県)鰐淵寺線、(県)十六島直江停車場線を基本路線として整備を促進します。

●大社地域

- ・(都)神門通り線、(都)駅通り線は、観光回遊の軸となるシンボルロードとして整備を図ります。
- ・(県)大社立久恵線は、大社市街地と出雲市街地を結び、主要幹線道路を補完する路線としての機能強化を促進します。

●斐川地域

- ・(県)斐川上島線は、県内最大の工業拠点と周辺市を結ぶ幹線道路として整備を促進します。
- ・(県)木次直江停車場線については、広域的交通、市街地と郊外集落を結ぶ路線として狭小区間の整備を促進します。
- ・産業都市拠点としての交通ネットワークの拡充を図るため、(都)斐川中央線の整備を推進します。

●その他

- ・(主)湖陵掛合線は、市内、周辺市との連携強化を図る骨格道路としての機能強化を促進します。
- ・くにびき海岸道路は、多伎～日本海沿岸～大社を結ぶ交通流動や観光・交流を支える幹線道路として、機能維持に努めます。

「補助幹線道路」

- ・(県)遙堪今市線、(県)外園高松線、(県)出雲平田線、(市)松寄下小山線と(市)渡橋平野線、(市)平田松江幹線、(主)湖陵掛合線、(県)佐田小田停車場線、(県)田儀山中大田線、(県)佐田八神線、(県)平田荘原線、(市)新川中央線、市街地内の補助幹線となる都市計画道路は、幹線道路を補完する機能の強化と市民生活の主軸となる機能の充実と災害時の避難や消防活動等の防災機能の向上のため、整備を図ります。

「地域内主要道路・生活道路」

- 地域内の幹線市道は、幹線市道整備10か年計画に基づき整備を推進します。
- 生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- 用途地域内における住宅が密集している地区の狭あい道路は、建物の更新に併せて細街路拡幅事業等により、その解消に努めます。
- 県管理道路改修事業、県管理河川改修事業に伴う市道及び橋梁の拡幅改良を進めます。
- 道路の維持管理は、道路施設の破損、老朽化箇所、支障木の伐採などを適切に行い、通行の安全確保を図ります。

「交通広場」

- 駅前広場等の交通広場では、公共交通の利便性の向上や周辺地域の活性化、観光誘導に向けた機能強化に努めます。

「都市計画道路の見直し」

- 都市計画道路については、未着手路線の状況や将来交通量の推移等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2) 広域文化・観光ルートの形成

市内には、出雲大社、荒神谷遺跡等の歴史的遺産、日御碕、くにびき海岸、道の駅キララ多伎などの観光資源を多く有しているとともに、近隣市町には加茂岩倉遺跡や世界遺産である石見銀山等もあることから、山陰道、国道 9 号等の広域的な道路を生かした広域文化・観光ルートの形成を推進します。

また、中海・宍道湖・大山圏域において、産業、観光などあらゆる分野のポテンシャルを発揮するとともに、災害時の避難や輸送経路の確保等を見据え、人流、物流の基盤となる中海・宍道湖 8 の字ルートの整備を促進します。

市内の観光資源を最大限に活用し、出雲大社周辺に集中している観光客が、市内の他エリアへ周遊する施策を展開します。

くにびき海岸道路や(主)大社日御碕線、(主)斐川一畑大社線等の海岸沿い道路は、文化・観光ルートにふさわしい道路景観の維持に努めるとともに、展望スポットの維持や文化・観光に関する情報提供機能の充実に努めます。

3) 公共交通機関の利用促進

高齢化社会への対応、また、脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしく、過度に自動車に依存しない交通手段を確保するため、鉄道、バス等の利用促進、機能充実等、公共交通機関の利用促進に努めます。

「公共交通機関」

- ・ 出雲市地域公共交通計画に基づき、公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。
- ・ 地域間をつなぐネットワークの強化や高齢者が利用しやすい新たな地域内交通の導入など、公共交通が利用しやすいまちを目指します。
- ・ 次世代モビリティ導入について、市民生活を支える新たな移動手段の確保に向け、社会実験等を通じた検討を進めます。
- ・ 市民生活や観光客の移動の利便性向上につながるMaaS（マース：Mobility as a Service）やバス情報フォーマット（GTFS-JP）の活用、通勤、通学者や観光客など、様々なターゲットに合わせて働きかけるモビリティ・マネジメント（自動車に依存した生活から公共交通を上手に使うことを促す、利用促進の取組）を検討します。
- ・ 出雲縁結び空港は、広域交流の推進、産業経済の振興・発展を図るため、周辺の住環境に配慮しつつ、設備充実と機能強化を図ります。
- ・ JRの利用促進を図るとともに、アクセス時間短縮等の利便性の向上や当地域の産業・観光などの交流促進に資するため新幹線開通への取組を進めます。

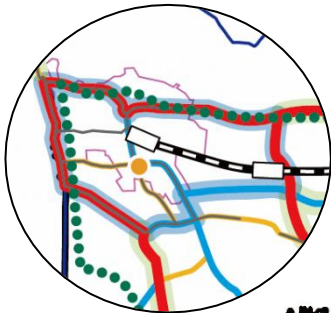
4) 安全で快適な自転車・歩行者空間の整備

「出雲市福祉のまちづくり条例」を基本として、人にやさしい交通環境の形成を図るため、幹線道路の整備にあたっては、自転車や歩行者空間を確保するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するなど、安全で快適な歩行者空間等の整備を図ります。

- 中心市街地における、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成に向け、歩行者空間の拡張、道路空間の再編、沿道建物と一体となったパブリック空間の整備など、快適な賑わい空間の創出を検討します。
- 幹線道路等の整備にあたっては、十分な歩行者空間を確保するとともに、景観に配慮した街路樹、植栽帯等を設けるなど、安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。また、自転車交通量の多い道路においては、自転車空間の確保を検討するとともに、身近な移動手段としての活用促進に向けた取組を推進します。
- その他市街地内の整備済み幹線道路は、子どもから高齢者まで誰もが安全に移動できるよう、バリアフリーに配慮した歩行者空間の確保や危険な交差点等の改善整備に努めます。
- 市民の健康増進や地域の活性化、サイクルツーリズムにつながる自転車の活用を推進するため、自転車活用推進計画を策定します。

◆道路・交通に関する方針図

大社中心部



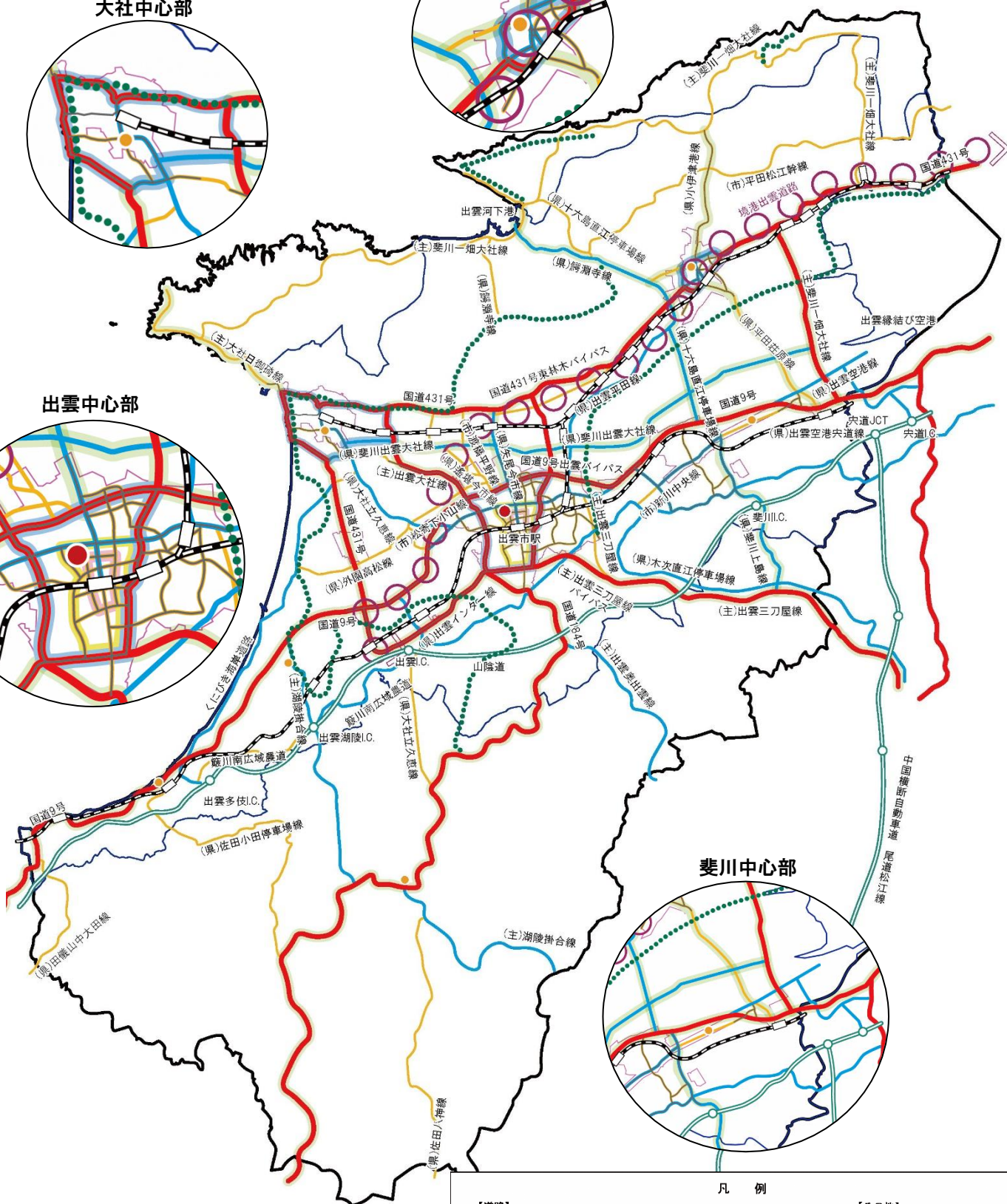
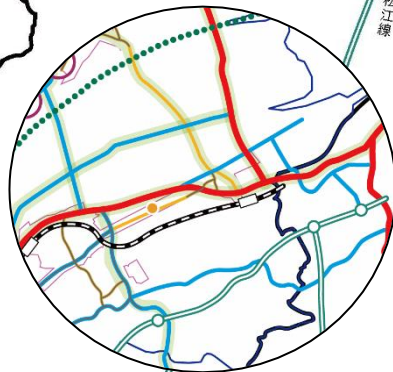
平田中心部



出雲中心部



斐川中心部



凡 例		
【道路】	【道路網の構成】	【その他】
〈道路網の機能〉 — 外環状道路 — 中環状道路 — 内環状道路 — 放射道路	〈道路網の構成〉 — 高速道路 — 高規格道路 — 主要幹線道路 — 幹線道路 — 補助幹線道路 — 都市計画道路 — 遊歩道・サイクリングロード	行政界 都市計画区域 用途地域 鉄道 市役所 行政センター

2-2. 公園・緑地

1) 住区基幹公園の整備・充実

都市計画公園は、老朽化した公園施設の整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等により、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが一緒に安心して利用できる公園として機能充実に努めます。

「住区基幹公園等」

- ・ 街区公園、近隣公園は、日常的なレクリエーション活動等、市民に身近なオープンスペースであり、災害時の避難場所としての役割も担っていることから、老朽化した公園施設の再整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化により、安全で安心して利用できる公園として機能充実に努めます。
- ・ 地区公園の斐伊川河川敷公園は、市民の憩いやスポーツの場としての機能維持に努めます。

2) 大規模公園等の整備・充実

市民のスポーツ活動や自然とのふれあいの場となり、災害時には広域の避難地となる総合的な機能を有している大規模公園の再整備・機能充実に推進します。また、公園施設の設置や管理、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備や改修等を一体的に行う「Park-PFI」（略称：P-PFI）の活用を検討します。

「都市基幹公園」

- ・ 総合公園（一の谷公園・真幸ヶ丘公園・愛宕山公園・手引ヶ丘公園・湖陵総合公園・斐川公園）は、市民の様々なレクリエーション活動に応えるとともに、市のシンボリックな公園としての役割を担っていることから、老朽化した施設の再整備や市民のニーズ等に対応した施設の機能充実に推進します。また、市街地に近接する愛宕山公園周辺一帯の緑地を保全します。

「大規模公園」

- ・ 県立浜山公園は、広域公園として周辺市町も含めて広域的に利用され、多様性に富んだ野外レクリエーション拠点としての機能や防災拠点としての機能を有し、県民全体のスポーツ活動の拠点としての役割を担っていることから、今後ともその機能の維持・拡充に努めます。

3) 公共施設緑地等の維持・整備

都市計画公園以外にも、環境保全、レクリエーション、防災等の機能を有する公共施設緑地が多く整備されていることから、その機能を維持し、今後、計画されている公共施設の整備についても、グリーンインフラとして良好な緑地の確保を推進します。

古代出雲の歴史・文化を継承するため、史跡公園（荒神谷史跡公園、西谷墳墓群）周辺等については機能維持に努めます。

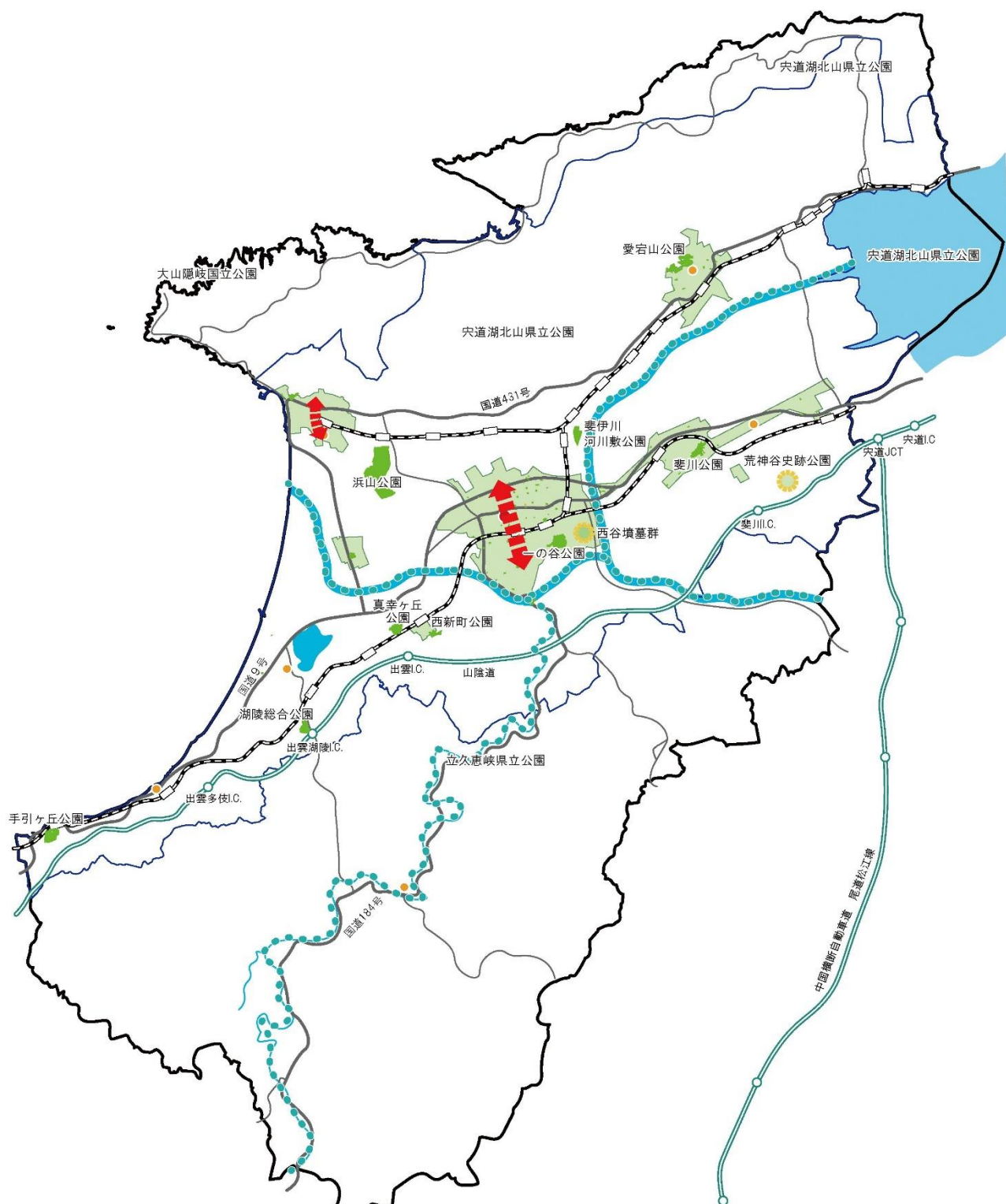
河川改修に併せて親水空間の整備も推進します。

4) 市街地の緑化の推進

緑豊かなまちづくりを実現するため、市街地の緑化を推進します。

- (都)神門通り線、(都)駅通り線などのシンボルロード沿道は、良好な景観を呈する松並木の保存などに努め、シンボルロードにふさわしい道路緑化を維持します。
- 都市計画道路の整備にあたっては、整備・維持管理コストや安全上の課題を考慮しつつ、街路樹等による道路緑化を検討します。
- 官公庁施設の建築や改修にあたっては、緑化スペースの確保に努めます。
- 住宅地については、景観計画を考慮しつつ、市民の協力を得ながら、既存樹木の保全や植栽により、緑豊かな住宅地の形成を推進します。

◆公園・緑地に関する方針図



凡 例

	市街地		シンボルロード		行政界		鉄道
	史跡公園		グリーンインフラ軸		都市計画区域		高速道路
	都市公園		河川・湖沼		市役所		国道
			山なみ岸辺エリア		行政センター		主要地方道

【その他】

2－3．河川・下水道等

1) 河川の整備・改修と親水空間の創出

浸水被害の防止のため、河川の整備・改修を促進し、都市の安全性を高めて、市民が安全で快適に暮らせる環境の形成をめざします。

「暮らしの基盤となる河川」

- ・ 市民が安全で快適に暮らせる環境を形成するため、斐伊川本川の堤防整備・強化など、斐伊川・神戸川治水事業を促進します。
- ・ 新内藤川、赤川、塩冶赤川、午頭川、十間川、高瀬川、平田船川、湯谷川等は、改修を図り、治水安全性の向上を促進します。
- ・ その他県管理河川については、河川管理者に対して適切な維持管理等の実施を促します。
- ・ 市管理河川については、正常な機能を維持するため、適切な維持管理に努めます。
- ・ 生活に密着した下水路等について、生活環境下水路改良事業により改修を行います。
- ・ 農地の宅地開発が進行する地区においては、流域に浸水につながる排水処理問題が生じる場合があることから、小規模な河川や農業排水路等の改善に努めます。

2) 下水道整備の推進

快適な生活環境を実現するとともに、河川や海の水質保全・改善を図るため、下水道整備を推進します。

市街地の周辺部は公共下水道の整備を推進するとともに、その他の未整備地域は、合併処理浄化槽で汚水処理の普及を図ります。

「公共下水道」

- ・ 公共下水道は、整備された施設の計画的な点検の実施等、適正な維持管理を進めるとともに、事業計画区域内の整備が完了していない箇所については、国の動向を注視しながら順次着手します。
- ・ 利用者のニーズや下水道の整備手法など総合的に勘案し、全体計画の見直しを行います。

「合併処理浄化槽」

- 公共下水道と農・漁業集落排水事業等の実施計画がない地域は、合併処理浄化槽の設置を推進して、生活環境の向上を図ります。

3) 処理施設、その他の都市施設等の機能維持

都市生活を支える重要な施設として、都市計画決定された処理施設等の機能維持・充実に努めるとともに、その他の施設の機能維持・充実に努めます。また、老朽化等に伴い整備が必要な施設の次期施設について検討します。

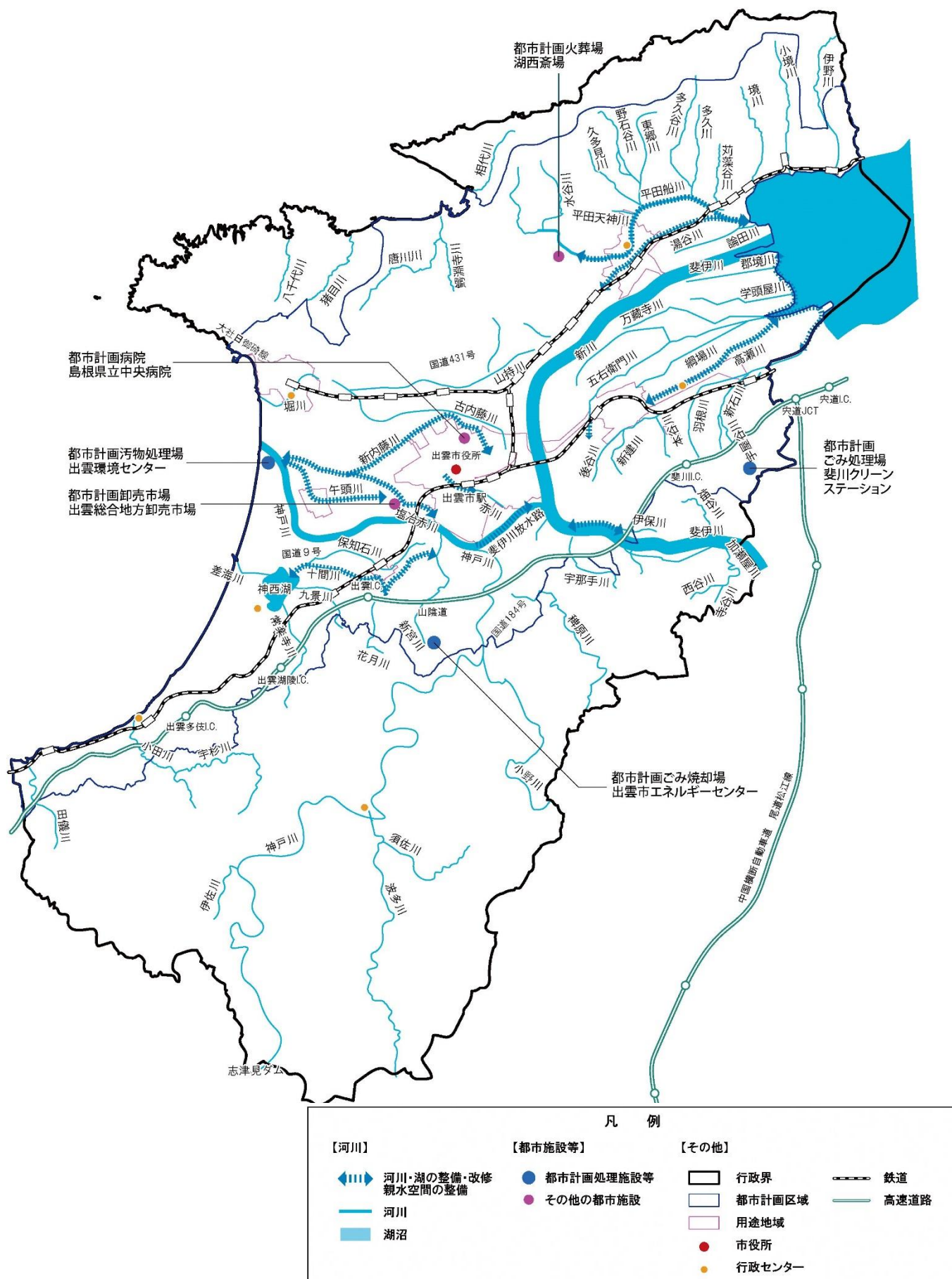
「処理施設」

- 都市計画決定された「都市計画汚物処理場（出雲環境センター）」「都市計画ごみ焼却場（出雲エネルギーセンター）」「都市計画ごみ処理場（斐川クリーンステーション）」のほか、出雲クリーンセンター、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンター、産業廃棄物最終処分場(クリーンパークいずも)などの公共処理施設は、施設の機能維持と周辺環境に配慮した安全で適正な操業に努めます。また、都市計画汚物処理場について、今後の施設のあり方を検討するとともに、都市計画ごみ処理場ほか不燃ごみの処理場についても、最終処分場の残余容量を見極め、次期施設の整備を検討します。
- 民間事業者による産業廃棄物処理場は、周辺環境に配慮した安全で適正な操業を促進します。

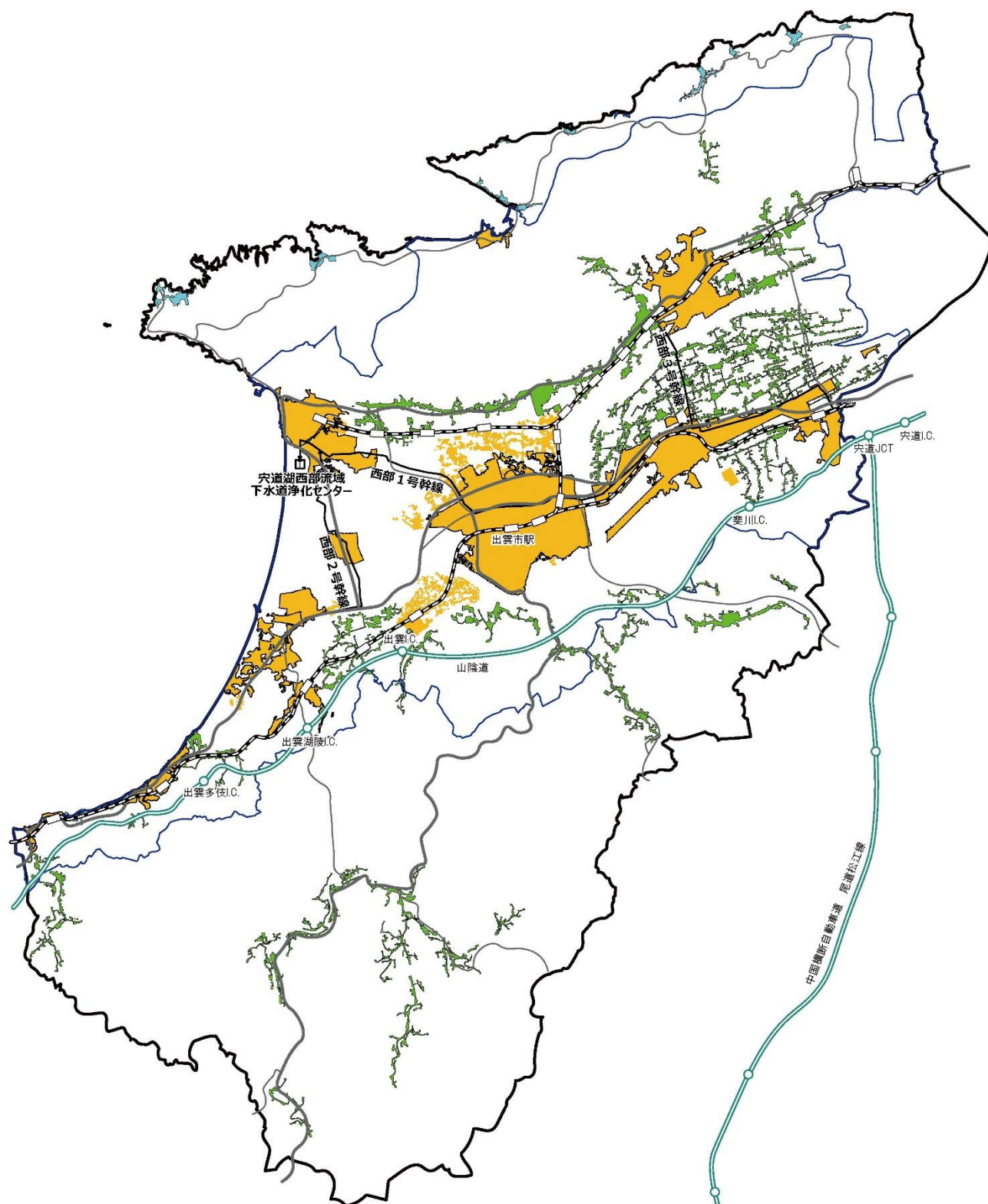
「その他の都市施設」

- 都市計画決定された「都市計画卸売市場（出雲総合地方卸売市場）」「都市計画病院（島根県立中央病院）」「都市計画火葬場（湖西斎場）」のほか、島根大学医学部附属病院、出雲市立総合医療センター、出雲斎場などは、施設の機能維持に努めます。

◆河川・供給処理施設・その他の都市施設等に関する方針図



◆下水道に関する方針図



凡 例

【事業等】 公共下水事業：完了 公共下水事業：認可 公共下水事業：未着手 農業集落排水事業 漁業集落排水事業 小規模集落排水事業	 処理場 合併処理浄化槽 → 流域幹線	【その他】 行政界 都市計画区域 鉄道 高速道路 国道 主要地方道
---	---	---

(3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針

3-1. 自然環境・景観

1) 豊かな森林と水辺等の適正な保全・育成・活用

山なみ岸辺エリアをはじめとする、多様な生物の生息地である森林や海や川の水辺は、子孫に継承したいと市民が願う多様な自然として、環境の保全・育成を図るとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

「森林」

- ・ 県立自然公園に指定されている鰐淵寺や一畑薬師周辺、立久恵峡周辺など、豊かな自然生態系を有し景観的にも優れている地区は、良好な自然環境の保全に努めます。
- ・ 山地の荒廃を防止し、森林の有する多面的機能を発揮させるため、維持・保全を図ります。

「河川環境」

- ・ 山間部から出雲平野へと流れる斐伊川、神戸川及び市街地内を流れる新内藤川、赤川、平田船川、湯谷川、高瀬川等は、市民に潤いと憩いを与える空間として、河川環境の保全を促進します。
- ・ 動植物の生息域となっている斐伊川や神戸川等は、水質や水辺空間などの保全を促進します。
- ・ 斐伊川水系流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組を推進し、連結汽水湖を有する斐伊川水系の多様な生物生息環境の再生を促進します。

「自然海岸と湖周辺」

- ・ 白砂青松の美しい景観を有し、砂丘植生等貴重な自然を残している「外園海岸・長浜海岸・西浜海岸・岐久海岸」などの自然海岸の保全を図ります。
- ・ ラムサール条約登録湿地穴道湖一帯は、県立穴道湖北山自然公園として、穴道湖の貴重な動植物など自然資源の保全を図ります。
- ・ 島根半島・穴道湖中海ジオパーク内の地質遺産を保全するとともに、観光・教育等への活用を図ります。
- ・ 神西湖は、水質浄化等により環境の保全を図ります。

2) 神話と古代遺跡に彩られた歴史的資源の継承・活用

出雲大社、須佐神社等の社寺、荒神谷遺跡等の遺跡など、今後とも神話と古代遺跡に彩られた歴史的資源として、継承・活用を推進します。

3) 豊かな自然と水の恵みの自然的景観の保全・育成

山なみ岸辺エリアをはじめとする、北部、南部の山地や外園海岸等の自然がつくり出す「出雲神話のふるさと」の自然的景観をはじめ、日御碕、宍道湖、神西湖、斐伊川、立久恵峡等の優れた水辺景観、出雲平野に広がる田園景観の保全・育成を推進します。

「北部・南部の山地が織り成す景観」

- 市街地から眺望される北部、南部の山地の森林を保全・育成することにより、森林の有する多面的機能を発揮させ、緑豊かな景観の保全を図ります。

「海岸・河川・湖の景観」

- 宍道湖沿岸地域は景観形成地域に指定しており、今後とも景観形成基準に基づき、穏やかな宍道湖の景観と、湖岸に広がる農村の美しい景観の保全に努めます。
- 外園海岸、神戸川河口部や日御碕、河下町等における自然の海岸線は、背後地の緑も含め日本海を望む優れた自然景観の保全を図ります。なかでも、島根半島・日本海沿岸地域、及びキララ多伎周辺地域については、地域住民における合意形成を確認しつつ景観形成地域の指定を目指します。
- 斐伊川、神戸川等の河川は、豊かな自然を感じることのできる河川として、潤いのある景観の形成を促進します。
- 神西湖周辺は、人々に安らぎを与える水面と一体となった景観の保全を図ります。

「出雲らしい田園景観」

- 出雲地方を代表する築地松に見られる散居集落の織り成す景観は、出雲市の個性を特徴づける田園景観として保全を図ります。

4) 出雲らしい個性的な景観の保全・創造

魅力ある市街地の都市的景観や古い建造物の建ち並ぶ歴史的街並み等は、出雲らしい個性的な景観として、出雲市景観計画に基づき、守り、育て、創造します。

「都市拠点の魅力ある景観」

- 出雲市景観計画に基づき、市街地内では、都市基盤の整備や建物の建替え・共同化等に際し、屋外広告物、シンボルツリー、接道緑化等の誘導を行い、市街地の魅力ある都市景観の形成を推進します。
- 出雲市公共事業等景観形成指針に基づき、市庁舎をはじめ、公共施設の集積地においては、建物の色調や緑の確保、屋外広告物の工夫などにより、ゆとりのある景観形成を図ります。
- (都)出雲市駅前矢尾線沿道は、地区計画に基づき、建築物の形態・意匠を適切に誘導し、景観形成を推進します。

「観光を支える景観」

- 出雲大社の表参道である神門通りは、シンボルロードとして、松並木を生かした景観形成に努めます。
- 大社門前町の趣を生かした街並みや、出雲大社周辺の社家の通り、旧大社駅など、歴史・文化資源を生かした街並み景観の保全・育成のため、景観形成地域の指定を目指します。
- 木綿街道に残る歴史・文化的な建造物や古い街並みの保全・活用に努めるとともに、歴史・文化的な街並みづくりの推進のため、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指します。

「出雲らしい良好な景観」

- 島根県立大学出雲キャンパス周辺、リバーサイドタウン川西、馬木北町、神西湖周辺、穴道湖沿岸など、出雲市景観計画において「景観形成地域」に指定されている地区は、出雲市景観計画に基づき、今後とも建築物の位置や規模、色彩及び形態等に配慮して、良好な景観の保全・形成に努めます。

「新たな機能の集積する地区での景観」

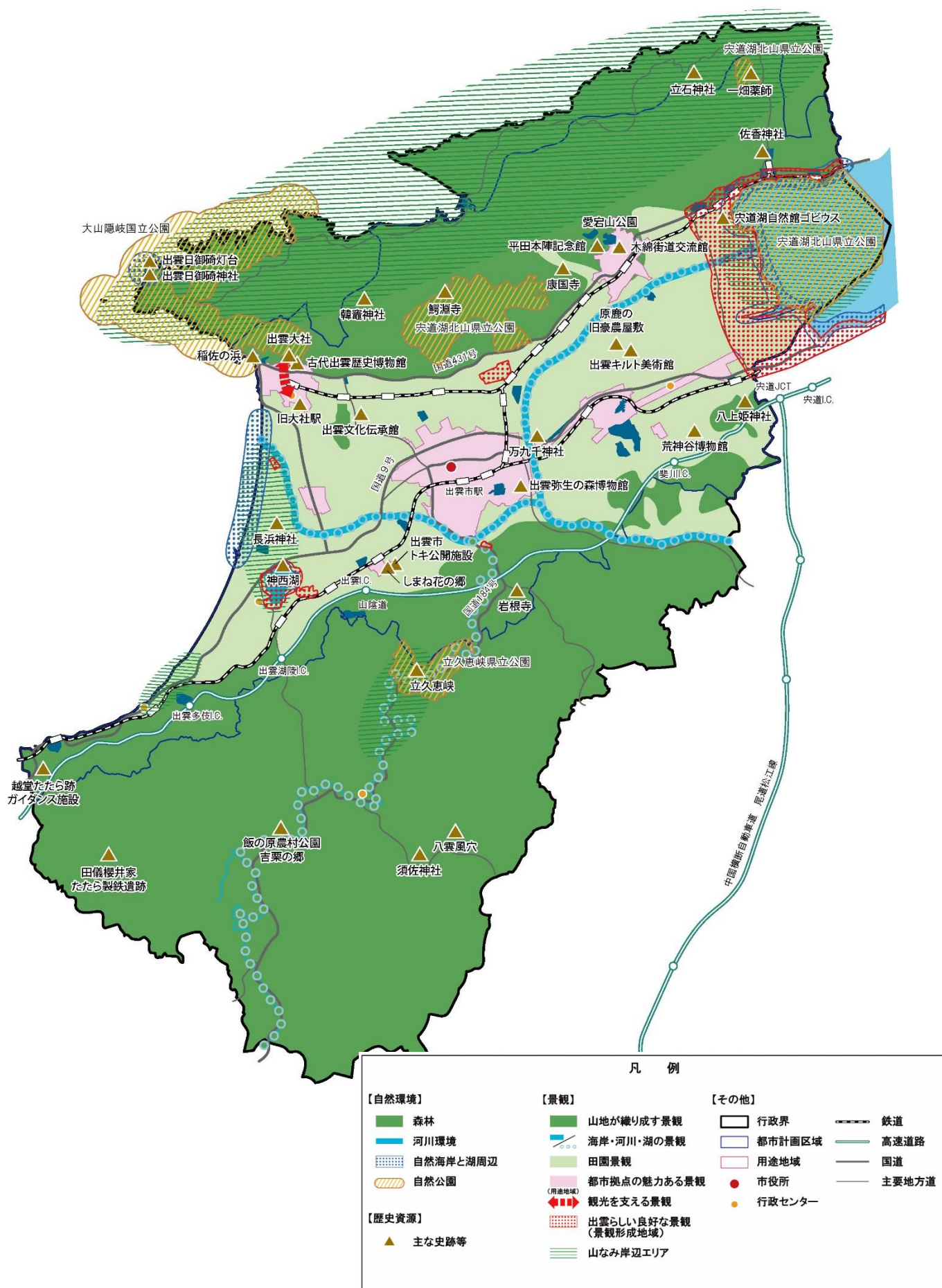
- 新規の住宅地開発等においては、景観形成地域の指定や緑化協定、建築協定、地区計画などの導入を図るなど、良好な市街地景観の形成に努めます。

5) 環境負荷を低減するまちづくりの推進

地球規模での環境負荷の低減に資するため、脱炭素型社会・カーボンニュートラルの実現及び生物多様性の保全を前提としたまちづくりを推進します。

- 出雲市環境総合計画に基づき、脱炭素社会に向け、再生可能エネルギーの活用、デコ活の推進、次世代自動車の導入などの取組を実践します。
- 太陽光発電施設については、国の太陽光発電の環境配慮ガイドラインに従い、適切に設置されるよう周知に努めます。
- 低炭素建築物認定制度や建築物省エネ性能向上認定制度などの活用を促進し、住民、事業者等の脱炭素社会の実現に向けた取組を支援します。
- トキの放鳥・野生復帰に向け、トキの生息に適した環境整備に取り組むとともに、多様な生き物が生息する環境づくりに努めます。

◆自然環境・景観に関する方針図



3-2. 防災・防犯

1) 災害に強い居住地の形成

水害、火災、地震などの災害から市民の生命・財産を守り、自然災害や都市災害に強い都市を形成するため、「国土強靱化地域計画」に基づきまちづくりを進めるとともに、「地域防災計画」等により、安心安全な防災の取組を進めます。

なかでも、想定を超える激甚な水災害に備え、河川整備を推進し、また、特に災害リスクが高い場所からの移転等を含めた災害リスク対策を図るとともに、避難計画や避難施設の整備・確保など事前防災による備えを推進します。

また、災害時における市街地での延焼防止のため、道路や公園等の都市基盤の整備を図るとともに、住宅の耐火・耐震性の向上及び老朽危険空き家等の除却の促進を図り、安全な居住地の形成を推進します。

さらに、自然災害の被害を予測し、適切な避難行動につなげるため、ハザードマップ、市防災情報サイト、防災行政無線、いずも防災メール、SNSなどにより気象・防災情報等の周知を行い、地域住民の安全確保に努めます。

原子力防災については、万が一の原子力災害時に円滑な住民避難を行うことができるよう広域避難計画の更なる実行性向上に努めます。

「火災・震災対策」

- 用途地域内の建物密集地は、地震災害の被害や火災の延焼等を軽減するため、避難路や避難地となる道路や公園等の整備・改善を図るとともに、「出雲市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進に取り組みます。
- 本庁舎、各行政センター庁舎、消防本部庁舎を大規模災害に対応する危機管理拠点として位置づけ、機能強化を図ります。

「風水害対策」

- 斐伊川水系の流域治水プロジェクトを推進し、河道拡幅や堤防整備、排水機場の改修など、流域全体の各種関係者の協働による防災・被災軽減対策を図ります。
- 土砂災害等のおそれがある区域は、「土砂災害警戒区域等」の指定に伴い、危険の周知・警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の規制・移転等を促進します。
- 浸水被害の解消に向けて、県河川の改修を促進するとともに、市街地の浸水被害が深刻な地域においては、被害解消に効果的な対策の実施や調整池等の適正な機能管理などの取組を推進します。

「避難路・避難場所の確保」

- 避難地となる公園の整備と延焼遮断帯となる緑地を保全するとともに、市民の安全性を確保するため、公園・緑地のネットワークの形成に努めて都市の防災空間の確保を図ります。
- 都市計画道路等の幹線道路は、市街地内の延焼遮断帯であり、また災害時の迂回路・避難道路や緊急車両の交通網として整備を図ります。
- 災害時の避難や輸送・救急に資する道路については、道路改良事業、災害防除事業、公共土木施設長寿命化事業等を推進します。
- あらかじめ定めた避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、代替ルートを設定するとともに迅速に道路啓開や道路復旧を進めます。
- 孤立が想定される集落への救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、ヘリコプター離着陸場の整備を図ります。

2) 誰もが安全に安心して暮らせる環境整備

人口減少、少子高齢化が進む中、地域住民が安心して住み続けられることができるよう、生活に密接する機能の維持を図り、良好な生活環境の形成に努めます。

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくりに努めます。

出雲市の「福祉のまちづくり条例」、島根県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共公益建築物や道路、公園、交通機関などの施設において、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努めます。また、外国人住民が安心して暮らせるよう、公共サインの多言語表記等に努めます。

「出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、誰もがいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉、必要な生活サービスを包括的に提供できる、地域包括ケアシステムを推進します。

「地域活動の支援や自治組織との連携」

- 誰もが安心して暮らせるよう、地域の防災・交通安全・環境維持など様々な役割を担う自治会への加入を促進するとともに、地域活動への支援や自治組織との連携によって、まちづくり活動の活性化や魅力ある地域づくりを推進します。

「高齢者や障がい者に優しい施設等の整備」

- 道路、公園、駅の交通施設、市役所等の行政サービス施設、観光施設等の公共性の高い施設は、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

「外国人住民が暮らしやすい環境整備」

- 外国人住民が社会生活を円滑に営むことができるよう、公共サインの多言語化、やさしい日本語の活用等に努めます。

「医療・福祉施設の整備」

- 県立中央病院のほか、島根大学医学部周辺、島根県立大学（出雲キャンパス）周辺は、出雲圏域を支える医療・福祉拠点として、病院、医療教育機関、障がい者福祉施設・養護老人ホーム等の医療・福祉施設の機能を維持するとともに、更なる充実を図ります。
- 地域医療の向上を図るため、出雲市立総合医療センターを活用しながら、救急医療や予防医療を提供するとともに、高度急性期病院の後方支援や在宅医療を推進します。

「消防に関する環境整備」

- 増加する救急需要への対応強化に努めるとともに、通信指令体制の充実、救急隊員の教育指導体制の充実、救急出場対応の分散など消防救急体制の一層の強化を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団は、時代に即した組織体制とし、装備の充実を図るとともに、地域との連携を図りながら災害対応力の維持・強化に努めます。

3) 市民と行政の協働による安全で安心なまちづくりの推進

ハザードマップや災害時要支援者のための個別避難計画作成に取り組み、市民への普及を進めるとともに、防犯灯の整備、防犯ボランティア等の主体的な活動に対する支援などを行い、「出雲市安全で安心なまちづくり条例」のもと、市民と行政の協働により安全で安心なまちづくりを進めます。

また、人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努め、地域防災力の向上に努めます。

